

関 係 各 位

警 察 庁 丁 保 発 第 173 号
平 成 29 年 12 月 14 日
警察庁生活安全局保安課長

認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書及び型式試験申請書の添付書類の記載要領について（通知）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第9号）が平成30年2月1日から施行されることに伴い、遊技機の認定及び型式の検定に係る試験事務の適正かつ能率的実施を図るため、同規則による改正後の遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第1条第1項、第7条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定により認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書を提出する場合にこれらの申請書に添付しなければならない同規則第1条第3項第3号又は第7条第2項第6号に規定する書類（以下「添付書類」という。）の記載要領を別添「添付書類の記載要領」のとおり定め、平成30年2月1日より施行することとしたので、通知する。

なお、「認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書及び型式試験申請書の添付書類の記載要領について」（平成28年4月1日付け警察庁丁保発第58号）は、平成30年1月31日をもって廃止する。

別添

添付書類の記載要領

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第1条第1項、第7条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定により認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書を提出する場合にこれらの申請書に添付しなければならない同規則第1条第3号第3項又は第7条第2項第6号に規定する書類の記載要領は、次表の左欄に掲げる書類ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

添付書類	記載要領
一 遊技機の諸元表	別紙1の「諸元表の記載要領」によること。
二 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図	別紙2の「遊技機の構造図、回路図及び動作原理図の記載要領」によること。
三 遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類	別紙3の「遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類の記載要領」によること。
四 遊技機の写真	一 ぱちんこ遊技機、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機 次のアからウに掲げる写真を、それぞれ、日本工業規格A4の用紙に貼付した書類とする。 ア 遊技機の正面及び裏面の鮮明なカラー写真（キャビネ判） イ 基板の部品実装面及び半田付け面の鮮明なカラー写真（キャビネ判） ウ その他遊技機の同一性を確認するために必要な遊技機の鮮明なカラー写真（キャビネ判） 二 回胴式遊技機 次のアからエに掲げる写真を、それぞれ、日本工業規格A4の用紙に貼付した書類とする。 ア 遊技機の正面及び背面並びに筐体内部（ドア部の裏面を含む。）の鮮明なカラー写真（キャビネ判） イ 回胴の上の図柄の鮮明なカラー写真（キャビネ判） ウ 基板の部品実装面及び半田付け面の鮮明なカラー写真（キャビネ判） エ その他遊技機の同一性を確認するために必要な遊技機の鮮明なカラー写真（キャビネ判）
五 遊技機の取扱説明書	別紙4の「取扱説明書の記載要領」によること。

諸元表の記載要領

第 1 総則

- 1 本要領は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1項、第7条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定による認定申請書、検定申請書、型式試験申請書又は遊技機試験申請書の提出をする場合にこれらの申請書に添付しなければならない規則別記様式第2号から別記様式第5号までの諸元表（以下「諸元表」という。）の記載について適用する。
- 2 数値を記載する項目については、特に指定のない限り、単位の記載については「mm」、「秒」、「Hz」及び「Hv」の中で適当なものを使用して記載し、確率値の記載については分子が1となる分数で記載する。
- 3 記載数値が小数となるものについては、特に指定のない限り、小数第1位（小数第2位を四捨五入した値とする。）から小数第3位（小数第4位を四捨五入した値とする。）までのいずれかの桁数で遊技機（認定申請書若しくは遊技機試験申請書に係る遊技機又は検定申請書若しくは型式試験申請書に係る型式と同一型式の範囲に属する遊技機をいう。以下同じ。）並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能を明確に特定することができるもので記載する。ただし、これらの桁数によっては、申請に係る遊技機を明確に特定できないときは、この限りでない。
- 4 諸元表中の各記載欄のうち、申請に係る遊技機に備えられていない部品及び装置（以下「部品等」という。）に関するものについては、当該記載欄に「該当なし」（個数の記載欄である場合にあっては「0個」と記入し、当該記載欄を空白のまま残さないようにする。ただし、当該備考欄を除く。
- 5 各種装置の作動条件、終了条件その他の装置の作動に係る条件を記載する欄には、該当する全ての条件を箇条書で記載する。
- 6 各項目の記載欄の縦の大きさ（行数に相当）は、記載欄の順序及び配列を変えない範囲で記載量に応じて調節してもよい。
- 7 諸元表の各記載欄で、遊技機に使用する部品を記載するものについては、当該部品の部品名、型式名、製造者名、形状、構造、材質、電気的特性その他の当該部品の構造、材質及び性能の特定に欠くことができない事項を全て記載する。
- 8 文章の記載方法は、左横書きとする。
- 9 文字は、9ポイントから10ポイントまでの大きさと、タイプ印書等により黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外国語は

片仮名、ただし外国語の固有名詞は当該外国語表記を併記)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。

- 10 用紙においては、抹消及び訂正を行ってはならない。
- 11 文章は口語体とし、遊技機に係る技術分野に関する通常の知識を有する者が容易に理解できるように正確に記載する。
- 12 用語はその有する普通の意味で使用し、かつ、規則第1条第3項第3号又は第7条第2項第6号に規定する書類全体を通じて統一して使用するものとする。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

第2 遊技機の種類別記載要領

1 ぱちんこ遊技機（別記様式第2号）

(1) 型式名

申請者が認定、検定、型式試験又は遊技機試験を受けたいとしている遊技機の型式の識別符号として呼ぶ名称を記載する。

(2) 製造業者名又は輸入業者名

遊技機を製造又は輸入した業者の氏名又は名称を記載する。

(3) 使用条件

ア 温度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない温度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

イ 湿度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない湿度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ウ 電源一種別

使用電源の交流又は直流の別を記載する。

エ 電源一定格電圧

使用電源の電圧値並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源電圧の変動範囲を記載する。

オ 電源一定格周波数

交流電源を使用する場合は、使用電源の周波数並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源周波数の変動範囲を記載する。特に、発射装置の1分間当たりの発射遊技球数その他の性能に変化を与えない範囲に留意して記載する。

カ 遊技機の設置条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない遊技盤の傾き（遊技機

設置面（水平面）に下ろした垂線からの遊技盤面の傾きの角度をいう。
単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。）その他の遊
技機の設置条件を全て記載する。

キ その他の使用条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えないよう遊技機を使用する
上で必要なその他の使用条件の有無を記載した上で、「あり」の場合は、
当該条件を具体的かつ詳細に記載する。

(4) 遊技球

ア 質量

小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入した値とする。）まで記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

(5) 遊技盤

ア 構造

(ア) 遊技盤の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成され
ているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、
記載する。

(イ) 規則第 1 条第 3 項第 3 号ロ又は第 7 条第 2 項第 6 号ロの構造図（以
下「構造図」という。）として別紙 2「遊技機の構造図、回路図及び
動作原理図の記載要領」に基づき提出する遊技盤面構造図（以下「遊
技盤面構造図」という。）中の当該構造の記載箇所との対応関係を明
確にして記載する。

イ 構造—遊技盤の大きさ

遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさを
いう。）が確認できる寸法を記載し、かつ、太線を用いて特定した遊技
盤面構造図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 遊技板の材質

材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

エ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—本数

遊技板に備えられている遊技くぎの本数を記載する。

オ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—配置

遊技板に備えられている遊技くぎが、遊技盤上のどのような位置に配
置されているのかについて、当該遊技くぎごとに、遊技盤上の位置の寸
法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該遊技く
ぎごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—形状

- 遊技板に備えられている遊技くぎの形状及びその寸法を記載する。
- キ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—傾き
遊技板に打ち込まれている全ての遊技くぎの傾き（遊技盤面に下ろした垂線と遊技くぎの軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。）及びその方向を特定し、記載する。
- ク 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—材質
材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。
- ケ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—硬度
日本工業規格（JIS規格）のビッカース硬さ試験による遊技くぎのビッカース硬度を記載する。
- コ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—個数
遊技板に備えられている風車の個数を記載する。
- サ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—配置
遊技板に備えられている風車が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該風車ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- シ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—形状及び構造
遊技板に備えられている風車の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該風車ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- ス 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—傾き
遊技板に打ち込まれている全ての風車の傾き（遊技盤面に下ろした垂線と風車の軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。）及びその方向を特定し、記載する。
- セ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—材質
材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。
- ソ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—軸の硬度
日本工業規格（JIS規格）のビッカース硬さ試験による風車の軸のビッカース硬度を記載する。
- タ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—保留装置—個数
遊技板に備えられている保留装置の個数を記載する。
- チ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—保留装置—配置
遊技板に備えられている保留装置が、遊技盤上のどのような位置に配

置されているのかについて、当該保留装置ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該保留装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ツ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—保留装置—形状及び構造

遊技板に備えられている保留装置の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該保留装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該保留装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

テ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—保留装置—保留可能遊技球数

遊技板に備えられている保留装置ごとに、保留できる遊技球の個数を記載する（単位は「個」とする。）。

ト 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—保留装置—材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

ナ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—名称

遊技くぎ、風車及び保留装置以外の装置で、遊技球の落下の方向に変化を与えるものが遊技板に備えられている場合には、当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。

ニ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—機能

遊技板に備えられている当該装置の設置目的及び機能を、遊技球の落下の方向にどのような変化を与えるかを明確にしつつ、記載する。

ヌ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—個数

遊技板に備えられている当該装置の個数を記載する。

ネ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—配置

遊技板に備えられている当該装置が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該装置ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ノ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—形状及び構造

遊技板に備えられている当該装置の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとと

もに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ハ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—材質
材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(6) ガラス板等

ア 遊技板との距離

(5)イ「構造—遊技盤の大きさ」の項の記載欄に記載した遊技盤の大きさを示す領域内の4隅及び中央部近辺の測定可能な5箇所のポイントで測定した遊技板とガラス板等とのそれぞれの距離の測定値及び当該5箇所の測定値の平均値を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

その際、5箇所の測定箇所を特定した遊技盤面構造図中の記載箇所を特定して記載する。

イ 透視性

ガラス板等の透視性が規則別表第4(2)チ（ハ）を除く。）の規格に適合しているか否かを明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(7) 受け皿

ア 構造

受け皿の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該受け皿ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該受け皿ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(8) 遊技盤の枠

ア 大きさ

遊技盤の枠の大きさが確認できる、その枠の高さ、幅及び奥行の寸法を記載する。

イ 構造

遊技盤の枠の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技盤の枠の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(9) 遊技球数表示装置

ア 構造

遊技球数表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該遊技球数表示装置の構造が規則別表第4(1)チ(イ)、(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該遊技球数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技球数表示装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技球の数を電磁的に記録し、表示するのかについて、記載するとともに、規則第1条第3項第3号ロ又は第7条第2項第6号ロに掲げる動作原理図（以下「動作原理図」という。）中の当該遊技球数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(10) 発射装置

ア 種類

電動式又は手動式の別を記載する。

イ 構造

発射装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

発射装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技球を発射しているのかについて、1分間当たりにおける最大発射遊技球数の設計上の理論値を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 電動機一種類

電動式発射装置である場合には、当該電動機の形式を記載する。手動式発射装置の場合には、「該当なし」と記載する（オ及びカについて同じ。）。

オ 電動機一回転速度

電動機の1分間当たりの回転数を記載する。

カ 電動機一製造者名

電動機の製造者の氏名又は名称を記載する。

キ 1分間の発射遊技球数

電動式発射装置である場合には、規則別表第4(1)イの遊技球の試射試験（以下「1 ぱちんこ遊技機」において「試射試験」という。）を連続して10時間行った場合における1分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）を記載する。

手動式発射装置である場合には、規則別表第4(1)イの遊技球の試射試験を連続して10時間行った場合における任意の10分間を代表させ、当該10分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）が最大となる時の値を記載する。

(11) 賞球払出装置

ア 構造

賞球払出装置（払い出す賞球（入賞により獲得されることとなる遊技球をいう。）を貯留しておくためのタンクを含む。）の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該賞球払出装置ごとに、その部品等及び取付位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該賞球払出装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

賞球払出装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって賞球を払い出すのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該賞球払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(12) 設定の数

設定の数を記載する。

(13) 遊技球の獲得に係る遊技機の性能

ア 設定ごとの10時間出玉率

設定ごとに、10時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

イ 設定ごとの4時間出玉率

設定ごとに、4時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

ウ 設定ごとの1時間出玉率

設定ごとに、1時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

エ 設定ごとの役物比率

設定ごとに、10時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の役物比率の設計値を記載する。

オ 設定ごとの連続役物比率

設定ごとに、10時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の連続役物比率の設計値を記載する。

(14) 入賞口

ア 個数

遊技板に備えられている役物に係る入賞口（諸元表の（その3）の（注7）の役物に係る入賞口をいう。以下(14)において同じ。）以外の入賞口の個数を記載する。

イ 配置

遊技板に備えられている入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

遊技板に備えられている入賞口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—入口の大きさ

遊技板に備えられている入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 構造—内部構造—入賞感知機構

遊技板に備えられている入賞口の内部構造にある遊技球の入賞を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入賞を感知するのかについて、当該入賞口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

遊技板に備えられている入賞口の入賞感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入賞口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 入賞による獲得遊技球数

遊技板に備えられている入賞口ごとに、1個の遊技球が入賞した場合に獲得することができる遊技球の個数を記載する。

ク 材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

(15) 役物に係る入賞口であって、当該役物が作動しない場合にも遊技球が入賞することができるもの

ア 個数

遊技板に備えられている当該入賞口の個数を記載する。

イ 配置

遊技板に備えられている当該入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(16) ゲート

ア 個数

ゲートの個数を記載する。

イ 配置

ゲートが、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該ゲートごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

ゲートの構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該ゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—入口の大きさ

ゲートの入口の大きさが確認できる寸法を、当該ゲートごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(17) 第一種非電動役物

ア 個数

第一種非電動役物の個数を記載する。

イ 役物に係る入賞口—個数

第一種非電動役物に係る入賞口の個数を記載する。

ウ 役物に係る入賞口—配置

第一種非電動役物に係る入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 役物に係る入賞口—構造

第一種非電動役物に係る入賞口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 役物に係る入賞口—構造—入口の大きさ—役物未作動時

第一種非電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、通常時（当該役物未作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

カ 役物に係る入賞口—構造—入口の大きさ—役物作動時

第一種非電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、拡大時（当該役物作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

キ 役物に係る入賞口—構造—内部構造—入賞感知機構

第一種非電動役物に係る入賞口の内部構造にある遊技球の入賞を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該第一種非電動役物に係る入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該第一種非電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入賞を感知

するのにかつて、当該第一種非電動役物に係る入賞口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該第一種非電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 役物に係る入賞口—構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

第一種非電動役物に係る入賞口の入賞感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入賞口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 役物に係る入賞口—入賞による獲得遊技球数

第一種非電動役物に係る入賞口ごとに、1個の遊技球が入賞した場合に獲得することができる遊技球の個数を記載する。

コ 役物に係る入賞口—最大入賞数

第一種非電動役物に係る入賞口ごとに、最大入賞数を記載する。

サ 役物に係る入賞口—最大入賞数—合計

第一種非電動役物に係る入賞口ごとの最大入賞数の合計を記載する。

シ 役物に係る入賞口—材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

ス 第一種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造

第一種非電動役物に係る入賞口の構造以外で、第一種非電動役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(18) 第二種非電動役物

ア 個数

第二種非電動役物の個数を記載する。

イ 作動契機

第二種非電動役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該第二種非電動役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該第二種非電動役物の作動契機となる入賞口及びゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該第二種非電動役物の作動契機となる入賞口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該第二種非電動役物の作動契機となる入賞口及びゲートごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該第二種非電動役物の作動契機となる入賞口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

第二種非電動役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物に係る入賞口一個数

第二種非電動役物に係る入賞口の個数を記載する。

オ 役物に係る入賞口一配置

第二種非電動役物に係る入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 役物に係る入賞口一構造

第二種非電動役物に係る入賞口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 役物に係る入賞口一構造—入口の大きさ—役物未作動時

第二種非電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、通常時（当該役物未作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ク 役物に係る入賞口—構造—入口の大きさ—役物作動時

第二種非電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、開放等時（当該役物作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ケ 役物に係る入賞口—構造—内部構造—入賞感知機構

第二種非電動役物に係る入賞口の内部構造にある遊技球の入賞を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該第二種非電動役物に係る入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該第二種非電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入賞を感知するのかについて、当該第二種非電動役物に係る入賞口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該第二種非電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 役物に係る入賞口—構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

第二種非電動役物に係る入賞口の入賞感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入賞口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 役物に係る入賞口—入賞による獲得遊技球数

第二種非電動役物に係る入賞口ごとに、1個の遊技球が入賞した場合

に獲得することができる遊技球の個数を記載する。

シ 役物に係る入賞口—最大入賞数

第二種非電動役物に係る入賞口ごとに、最大入賞数を記載する。

ス 役物に係る入賞口—最大入賞数—合計

第二種非電動役物に係る入賞口ごとの最大入賞数の合計を記載する。

セ 役物に係る入賞口—材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

ソ 第二種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造

第二種非電動役物の作動の契機となる入賞口及びゲート及び第二種非電動役物に係る入賞口の構造以外で、第二種非電動役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(19) 普通電動役物

ア 個数

普通電動役物の個数を記載する。

イ 作動契機

普通電動役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該普通電動役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該普通電動役物の作動契機となる入賞口、ゲート及び普通図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該普通電動役物の作動契機となる入賞口、ゲート及び普通図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該普通電動役物の作動契機となる入賞口、ゲート及び普通図柄表示装置ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該普通電動役物の作動契機と

なる入賞口、ゲート及び普通図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

普通電動役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物に係る入賞口一個数

普通電動役物に係る入賞口の個数を記載する。

オ 役物に係る入賞口一配置

普通電動役物に係る入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 役物に係る入賞口一構造

普通電動役物に係る入賞口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 役物に係る入賞口一構造—入口の大きさ—役物未作動時

普通電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、通常時（当該役物未作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ク 役物に係る入賞口一構造—入口の大きさ—役物作動時

普通電動役物に係る入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、開放等時（当該役物作動時）について、当該入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ケ 役物に係る入賞口一構造—内部構造—入賞感知機構

普通電動役物に係る入賞口の内部構造にある遊技球の入賞を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該普通電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入賞を感知するのかについて、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該普通電動役物に係る入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 役物に係る入賞口一構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

普通電動役物に係る入賞口の入賞感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入賞口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 役物に係る入賞口—普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の回数

普通電動役物の 1 回の作動により入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、当該繰り返し回数を記載する。

また、普通電動役物の 1 回の作動ごとに入賞口の入口の開放等の回数変動する場合には、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの回数を全て記載する。

シ 役物に係る入賞口—普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の時間及びその合計

普通電動役物の 1 回の作動による入賞口の入口の開放等の時間を記載する。

普通電動役物の 1 回の作動により入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計も記載する。

また、普通電動役物の 1 回の作動ごとに入賞口の入口の開放等の時間変動する場合には、当該普通電動役物に係る入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計を全て記載する。

ス 役物に係る入賞口—入賞による獲得遊技球数

普通電動役物に係る入賞口ごとに、1 個の遊技球が入賞した場合に獲得することができる遊技球の個数を記載する。

- セ 役物に係る入賞口—最大入賞数
普通電動役物に係る入賞口ごとに、最大入賞数を記載する。
- ソ 役物に係る入賞口—材質
材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。
- タ 普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該普通電動役物ごとに、記載するとともに、規則第1条第3項第3号ロ又は第7条第2項第6号ロに掲げる回路図（以下「回路図」という。）中の当該普通電動役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- チ 普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品
普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該普通電動役物ごとに全て記載する。
- ツ 普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
ソースプログラム中の普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該普通電動役物ごとに記載する。
また、当該普通電動役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該普通電動役物ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該普通電動役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。
- テ 普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—入賞球数の計測に係るプログラム
ツに記載したもののうち入賞球数の計測に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。
- ト 普通電動役物の作動に欠くことができないその他の構造
普通電動役物の作動の契機となる入賞口、ゲート及び普通図柄表示装置、普通電動役物に係る入賞口及び普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、普通電動役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。
当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法

を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(20) 普通図柄表示装置

ア 個数

普通図柄表示装置の個数を記載する。

イ 配置

普通図柄表示装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該普通図柄表示装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該普通図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

普通図柄表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該普通図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該普通図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして、記載する。

エ 構造一使用部品

普通図柄表示装置の作動に係る部品を、当該普通図柄表示装置ごとに全て記載する。

オ 作動契機

普通図柄表示装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該普通図柄表示装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該普通図柄表示装置の作動契機となる入賞口及びゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該普通図柄表示装置の作動契機となる入賞口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該普通図柄表示装置の作動契機となる入賞口及びゲートごとに、作動契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該普通図柄表示装置の作動契機となる入賞口

及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 作動契機一条件

普通図柄表示装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該普通図柄表示装置ごとに、作動に係る全ての条件を次の記載例により記載する。

記載例：あり。

普通図柄表示装置 A は、普通図柄表示装置 A に表示された特定の図柄の組合せを作動契機として作動した普通電動役物の作動中は、作動しない。

キ 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せ

普通図柄表示装置が表示する普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを当該普通電動役物ごとに全て記載する。

ク 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値—当該確率が変動しない場合

普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを普通図柄表示装置が表示する確率が変動しない場合には、当該普通電動役物ごとに、当該確率を記載する。

ケ 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値—当該確率が変動する場合—上の値

普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを普通図柄表示装置が表示する確率が変動する場合には、当該確率の大きい方の確率を記載する。

コ 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値—当該確率が変動する場合—下の値

普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを普通図柄表示装置が表示する確率が変動する場合には、当該確率の小さい方の確率を記載する。

サ 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値が変動する契機

普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを普通図柄表示装置が表示する確率が変動（以下サにおいて「確率変動」という。）する場合には、当該普通図柄表示装置ごとに、確率変動条件を全て記載する。

このとき、当該確率変動に係る部品等が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係

を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって変動するのかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、確率変動に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして、記載する。

シ 図柄確定に要する時間

普通図柄表示装置の作動契機の成立時から当該普通図柄表示装置の作動に係る図柄の変動開始時までには要する時間及び当該普通図柄表示装置の作動による図柄の変動開始時から図柄確定時までには要する時間を、当該普通図柄表示装置ごと及び表示図柄ごとに記載する。

当該時間が特定の条件により変動する場合には、その変動条件及びそのときの時間を全て記載する。

ス 作動保留球数の記憶可能数の上限

記憶できる遊技球の個数（単位は、「個」とする。）を記載する。

セ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該普通図柄表示装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該普通図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ソ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該普通図柄表示装置ごとに全て記載する。

タ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該普通図柄表示装置ごとに記載する。

チ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム一普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラム

タに記載したもののうち普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

また、当該普通図柄表示装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場

合には、当該普通図柄表示装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該普通図柄表示装置又は当該普通電動役物等の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ツ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム

タに記載したもののうち表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

テ 普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—作動保留球数の記憶に係るプログラム

タに記載したもののうち作動保留球数の記憶に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

(21) 特別電動役物

ア 個数

特別電動役物の個数を記載する。

イ 役物連続作動装置未作動時—作動契機

役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該特別電動役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 役物連続作動装置未作動時—作動契機—条件

役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物連続作動装置未作動時—作動終了条件

役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該

特別電動役物ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

オ 役物連続作動装置作動時—作動契機

役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該特別電動役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとに、作動契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該特別電動役物の作動契機となる入賞口及び特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 役物連続作動装置作動時—作動契機—条件

役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 役物連続作動装置作動時—作動終了条件

役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該特別電動役物ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ク 役物連続作動装置作動時—設定ごとのMの値—Mが変動しない場合

作動確率Mが変動しない場合には、設定ごとに、当該Mの確率を記載する。

ケ 役物連続作動装置作動時—設定ごとのMの値—Mが変動する場合—M
Hの値

作動確率Mが変動する場合には、設定ごとに、当該Mの大きい方の確率を記載する。

コ 役物連続作動装置作動時—設定ごとのMの値—Mが変動する場合—M
Lの値

作動確率Mが変動する場合には、設定ごとに、当該Mの小さい方の確率を記載する。

サ 役物連続作動装置作動時—設定ごとのMが変動する契機

作動確率Mが変動する場合には、設定ごとに、Mの値を、別表第4(1)

ト(ト)の式に留意し、Mの算出状況とともに記載する。

条件装置が作動することとなる図柄の組合せを特別図柄表示装置が表示する確率の変動（以下サにおいて「確率変動」という。）する場合には、当該特別図柄表示装置ごとに、確率変動条件を全て記載する。

このとき、当該確率変動に係る部品等が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって変動するかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、確率変動に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 役物連続作動装置作動時—Nの値

Nの値を、別表第4(1)ト(ハ)の式に留意し、Nの算出状況とともに記載する。

特別電動役物が連続して作動する回数の値が変動（以下シにおいて「回数変動」という。）する場合には、当該特別電動役物ごとに、回数変動条件を全て記載する。

このとき、当該回数変動に係る部品等が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該回数変動に係る部品等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該回数変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって変動するかについて、当該回数変動に係る部品等ごとに、回数変動に係る部品等の作用を明確にしつつ記載するとともに、動作原理図中の当該回数変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ス 役物連続作動装置作動時—Rの値

Rの値を記載する。

セ 役物連続作動装置作動時—Sの値

Sの値を記載する。

ソ 役物連続作動装置作動時—設定ごとの $M \times N \times R \times S$ の値

設定ごとに、 $M \times N \times R \times S$ の値を記載する。

タ 条件装置—作動契機

条件装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該条件装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該条件装置の作動契機となる特別図柄表示装置及び大入賞口内の特定の領域ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該条件装置の作動契機となる特別図柄表示装置及び大入賞口内の特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該条件装置の作動契機となる特別図柄表示装置及び大入賞口内の特定の領域ごとに、作動契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該条件装置の作動契機となる特別図柄表示装置及び大入賞口内の特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

チ 条件装置—作動契機—条件

条件装置の作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ツ 条件装置—作動終了条件

条件装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

テ 始動口—個数

始動口の個数を記載する。

ト 始動口—配置

始動口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該始動口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該始動口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。また、始動口が普通電動役物に係る入賞口である場合には、当該始動口ごとにその旨を記載する。

ナ 始動口—材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

ニ 大入賞口—個数

大入賞口の個数を記載する。

ヌ 大入賞口—配置

大入賞口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該大入賞口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該大入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ネ 大入賞口—構造

大入賞口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成され

ているのかについて、当該大入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該大入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ノ 大入賞口—構造—入口の大きさ—役物未作動時

大入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、通常時（特別電動役物未作動時）について、当該大入賞口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ハ 大入賞口—構造—入口の大きさ—役物作動時

大入賞口の入口の大きさが確認できる寸法を、開放等時（特別電動役物作動時）について、当該大入賞口ごとに、記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ヒ 大入賞口—構造—内部構造—入賞感知機構

大入賞口の内部構造にある遊技球の入賞を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該大入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該大入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入賞を感知するかについて、当該大入賞口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該大入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

フ 大入賞口—構造—内部構造—特定の領域—配置

大入賞口の内部構造にある特定の領域が、大入賞口でどのような位置に配置されているのかについて、当該特定の領域ごとに、大入賞口での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ヘ 大入賞口—構造—内部構造—特定の領域—構造

大入賞口の内部構造にある特定の領域の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特定の領域ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ホ 大入賞口—構造—内部構造—特定の領域—構造—入口の大きさ

特定の領域の入口の大きさの最大値と最小値が確認できる寸法を、当該特定の領域ごとに、記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

マ 大入賞口—構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

特定の領域以外の大入賞口の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入賞口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ミ 大入賞口一開放等の契機

大入賞口ごとに、入口の開放等に係る全ての契機を次の記載例により記載する。

記載例：特別電動役物の作動

ム 大入賞口一役物連続作動装置未作動時一開放等の回数

役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物の1回の作動による大入賞口の入口の開放等の回数を記載する。

特別電動役物の1回の作動により大入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、個々の開放等の繰り返す回数を記載する。

また、特別電動役物の1回の作動ごとに大入賞口の入口の開放等の回数変動する場合には、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの回数を全て記載する。

メ 大入賞口一役物連続作動装置未作動時一開放等の時間及びその合計

役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物の1回の作動による大入賞口の入口の開放等の時間を記載する。

特別電動役物の1回の作動により大入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計も記載する。

また、特別電動役物の1回の作動ごとに大入賞口の入口の開放等の時間変動する場合には、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計を全て記載する。

モ 大入賞口—役物連続作動装置作動時—開放等の回数

役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物の1回の作動による大入賞口の入口の開放等の回数を記載する。

特別電動役物の1回の作動により大入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、個々の開放等の繰り返す回数を記載する。

また、特別電動役物の1回の作動ごとに大入賞口の入口の開放等の回数変動する場合には、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの回数を全て記載する。

ヤ 大入賞口—役物連続作動装置作動時—開放等の時間及びその合計

役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物の1回の作動による大入賞口の入口の開放等の時間を記載する。

特別電動役物の1回の作動により大入賞口の入口が複数回の開放等を繰り返すものにあつては、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計も記載する。

また、特別電動役物の1回の作動ごとに大入賞口の入口の開放等の時間変動する場合には、当該特別電動役物に係る大入賞口ごとに、その変動条件及びそのときの個々の開放等の時間及び開放等の時間の合計を全て記載する。

ユ 大入賞口—大入賞口に入賞する遊技球の数のうち特定の領域を通過する遊技球の数の割合

条件装置の作動に係る大入賞口に入賞する遊技球の数のうち特定の領域を通過する遊技球の数の割合を記載する。

ヨ 大入賞口—入賞による獲得遊技球数

大入賞口ごとに、1個の遊技球が入賞した場合に獲得することができる遊技球の個数を記載する。

ラ 大入賞口—最大入賞数

大入賞口ごとに、最大入賞数を記載する。

リ 大入賞口—材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

ル 特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該特別電動役物ごとに、記載するとともに、回路図中の当該特別電動役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

レ 特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用

部品

特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該特別電動役物ごとに全て記載する。

ロ 特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該特別電動役物ごとに記載する。

また、当該特別電動役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該特別電動役物ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該特別電動役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ワ 特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—役物連続作動装置の作動の開始及び終了に係るプログラム

ロに記載したもののうち役物連続作動装置の作動の開始及び終了に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

ヲ 特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—入賞球数の計測に係るプログラム

ロに記載したもののうち入賞球数の計測に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

ン 特別電動役物の作動に欠くことができないその他の構造

特別電動役物の作動の契機となる始動口、特別図柄表示装置、大入賞口及び特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、特別電動役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(22) 特別図柄表示装置

ア 個数

特別図柄表示装置の個数を記載する。

イ 配置

特別図柄表示装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該特別図柄表示装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

特別図柄表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特別図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—使用部品

特別図柄表示装置の作動に係る部品を、当該特別図柄表示装置ごとに全て記載する。

オ 作動契機

特別図柄表示装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該特別図柄表示装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特別図柄表示装置の作動契機となる入賞口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別図柄表示装置の作動契機となる入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該特別図柄表示装置の作動契機となる入賞口ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該特別図柄表示装置の作動契機となる入賞口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 作動契機—条件

特別図柄表示装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該特別図柄表示装置ごとに、作動に係る全ての条件を次の記載例により記載する。

記載例：あり。

特別電動役物の作動中は、作動しない。

キ 特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せ

特別図柄表示装置が表示する特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを当該特別電動役物ごとに全て記載する。

ク 条件装置が作動することとなる図柄の組合せ

特別図柄表示装置が表示する条件装置が作動することとなる図柄の組合せを全て記載する。

ケ 役物連続作動装置が作動せず、かつ、特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値

役物連続作動装置が作動せず、かつ、特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを、各特別図柄表示装置が表示する確率の値を記載する。

コ 図柄確定に要する時間

特別図柄表示装置の作動契機の成立時から当該特別図柄表示装置の作動による図柄の変動開始時までには要する時間及び当該特別図柄表示装置の作動による図柄の変動開始時から図柄確定時までには要する時間を、当該特別図柄表示装置ごと及び表示図柄ごとに記載する。

当該時間が特定の条件により変動する場合には、その変動条件及びそのときの時間を全て記載する。

サ 作動保留球数の記憶可能数の上限

記憶できる遊技球の個数（単位は、「個」とする。）を記載する。

シ 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該特別図柄表示装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該特別図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ス 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該特別図柄表示装置ごとに全て記載する。

セ 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該特別図柄表示装置ごとに記載する。

ソ 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム一特別電動役物及び条件装置が作動することとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラム

セに記載したもののうち特別電動役物及び条件装置を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

また、当該特別図柄表示装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該特別図柄表示装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該特別図柄表示装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

タ 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
—表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム

セに記載したもののうち表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

チ 特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
—作動保留球数の記憶に係るプログラム

セに記載したもののうち作動保留球数の記憶に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

(23) 役物連続作動装置

ア 個数

役物連続作動装置の個数を記載する。

イ 作動契機

役物連続作動装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該役物連続作動装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該役物連続作動装置の作動契機となる特別図柄表示装置、大入賞口内の特定の領域、大入賞口以外の特定の入賞口、特定のゲート及び大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該役物連続作動装置の作動契機となる特別図柄表示装置、大入賞口内の特定の領域、大入賞口以外の特定の入賞口、特定のゲート及び大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該役物連続作動装置の作動契機となる特別図柄表示装置、大入賞口内の特定の領域、大入賞口以外の特定の入賞口、特定のゲート及び大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中

の当該役物連続作動装置の作動契機となる特別図柄表示装置、大入賞口内の特定の領域、大入賞口以外の特定の入賞口、特定のゲート及び大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

役物連続作動装置の作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数とその合計

役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数に変動しない場合には、当該特別電動役物ごとに、役物連続作動装置の1回の作動により連続して作動する回数とその合計を記載する。

オ 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数に変動する場合におけるそれぞれの特別電動役物が連続する回数及びその確率の値

役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数に変動する場合には、その変動条件、特別電動役物ごとの連続する回数とその合計及びその確率の値を全て記載する。

カ 役物連続作動装置の1回の作動によりそれぞれの特別電動役物が作動する順序又は作動することとなる特別電動役物を決定する方法

役物連続作動装置の1回の作動によりそれぞれの特別電動役物が作動する順序又は作動することとなる特別電動役物を決定する方法を記載する。

また、役物連続作動装置の1回の作動によりそれぞれの特別電動役物が作動する順序が変化する場合には、その変動条件及びそのときの順序を全て記載する。

キ 作動終了条件

役物連続作動装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ク 設定ごとのPの値

設定ごとに、Pの値を、別表第4(1)ト(ト)の式に留意し、Pの算出状況とともに記載する。

条件装置が作動する確率の値が変動（以下クにおいて「確率変動」という。）する場合には、確率変動条件を全て記載する。

このとき、当該確率変動に係る部品等が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに

に、構造図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって変動するのかについて、当該確率変動に係る部品等ごとに、確率変動に係る部品等の作用を明確にして記載するとともに、動作原理図中の当該確率変動に係る部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の当該役物連続作動装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

サ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

また、当該役物連続作動装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物連続作動装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

シ 役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造

役物連続作動装置の作動の契機となる入賞口、ゲート、入賞口内の特定の領域及び役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物連続作動装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載する

とともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(24) 遊技の用に供されるその他の装置

諸元表の他の欄に記載した装置以外に、設定変更装置等、遊技の用に供される装置がある場合には、遊技の用に供されるその他の装置欄の各項目について、必要事項を明確に記載する。

該当する装置が複数ある場合には、当該装置ごとに、記載欄に縦の区切線を入れて記載する。

ア 名称

当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合は、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。

イ 個数

当該装置の個数を記載する。

ウ 設置目的及び機能

当該装置の設置目的及び機能を明確にして記載する。

エ 配置

当該装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。遊技盤に配置されていない装置については、「該当なし」と記載する。

オ 構造

当該装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 構造—使用部品

当該装置の作動に係る部品を、当該装置ごとに全て記載する。

キ 動作原理

当該装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該装置ごとの記載箇所（当該装置の作動中の動作説明、作動契機、作動条件及び作動終了条件並びに当該装置の作動に係るプログラムの明確な説明を記載した箇所をいう。）との対応関係を明確にして記載する。

また、当該装置が動作した場合の処理について記載する。このとき、

どのような処理が行われるのかについて、当該装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 作動契機

当該装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該装置の作動契機となるものごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置の作動契機となるものごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該装置の作動契機となるものごとに、作動契機に関する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該装置の作動契機となるものごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 作動契機—条件

当該装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

コ 遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われることとなる確率の値

遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われることとなる確率の値を記載する。

サ 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該装置ごとに全て記載する。

ス 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該装置ごとに記載する。

セ 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われるか否かの抽せんに係るプログラム

スに記載したもののうち遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の

組合せの表示その他の動作が行われるか否かの抽せんに係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

また、当該装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ソ 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム—図柄の決定・表示その他の動作に係るプログラム

スに記載したもののうち図柄の組合せの決定・表示その他の動作に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

(25) 遊技機内部の配線系統

遊技機内部の配線系統について、回路図中の当該配線系統を示すブロックダイヤ図の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(26) 基板

ア 個数

遊技機に使用されている基板の個数を記載する。

イ 設置位置及び方法

遊技機の基板が遊技機中のどの位置に設置されているのかについて、当該基板ごとに、その形状及び寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該基板ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、設置方法も併せて記載する。

ウ 回路構成

遊技機の基板の回路がどの部品等のどのような組合せによって構成されているかについて、当該基板ごと及び機能別にブロック化した回路ごとに、記載するとともに、回路図中の当該回路ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 部品配置

各基板の部品の配置を記載するとともに、構造図中の当該基板の部品の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 使用部品

各基板に使用されている部品を全て記載する。

カ 使用部品—マイクロプロセッサ—個数

マイクロプロセッサの個数を記載する。マイクロプロセッサが複数ある場合には、キからコまでのマイクロプロセッサ欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、マイクロプロセッサごとに、記載する。

- キ 使用部品—マイクロプロセッサ—用途
マイクロプロセッサの用途を記載した上で、当該マイクロプロセッサが装着されている基板名を記載する。
- ク 使用部品—マイクロプロセッサ—型式名
マイクロプロセッサの型式名を記載する。
- ケ 使用部品—マイクロプロセッサ—製造者名
マイクロプロセッサを製造した者の氏名及び名称を記載する。
- コ 使用部品—マイクロプロセッサ—特記事項
マイクロプロセッサへのROM、RWMその他の電子部品等の内蔵の有無、当該マイクロプロセッサの機能及び構造に関する特記事項を記載する。
- サ 使用部品—ROM—個数
ROMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているROMについても、この記載欄に計上する。ROMが複数ある場合には、シからニまでのROM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、ROMごとに、記載する。
- シ 使用部品—ROM—用途
ROMの用途を記載した上で、当該ROMが装着されている基板名及び当該ROMと対応するマイクロプロセッサを記載する。
- ス 使用部品—ROM—記憶容量
ROMの記憶容量をバイト数で記載する。また、当該ROMに記憶された情報を出力する方法についても記載する。
- セ 使用部品—ROM—使用領域
ROMの記憶容量のうち、プログラム及びデータの記憶に使用されているバイト数を、使用領域、制御領域及びデータ領域ごとに記載する。
また、各領域のバイト数を記載する。
- ソ 使用部品—ROM—記憶内容
ROMの記憶内容のダンプリストの記載箇所を特定して記載する。
- タ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—構成
ROMに記憶されたプログラムのモジュール構成図の記載箇所を特定して記載する。
- チ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—ソースプログラム
ROMに記憶されたプログラムのソースリストの記載箇所を特定して記載する。
- ツ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—使用データ
ROMに記憶されたプログラムで使用する定数データの一覧表（記憶

番地及びデータの用途等が記載された表をいう。) 及び変数等の作業領域の一覧表(各作業領域の割当番地及び用途等が記載された表をいう。)の記載箇所を特定して記載する。

テ 使用部品—ROM—記憶内容—検査合計

ROMの各記憶番地に記憶された内容を16進数値として扱い、全ての記憶番地の内容を合計した値の下位4桁を16進数値のまま記載する。

ト 使用部品—ROM—型式名

ROMの型式名(ROMの製造者が定めた型式名をいう。)を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されるROMは、その旨を明記する。

ナ 使用部品—ROM—製造者名

ROMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ニ 使用部品—ROM—特記事項

ROMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

ヌ 使用部品—RWM—個数

RWMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMの個数について記載する。RWMが複数ある場合には、ネからホまでのRWM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、RWMごとに、記載する。

ネ 使用部品—RWM—用途

RWMの用途を記載の上、当該RWMが装着されている基板名及び対応するマイクロプロセッサを記載する。

ノ 使用部品—RWM—記憶容量

RWMの記憶容量をバイト数で記載する。

ハ 使用部品—RWM—使用領域

RWMの記憶容量のうち、使用領域に使用されるバイト数を記載する。

ヒ 使用部品—RWM—初期化处理

RWMの使用領域、未使用領域の割当番地を特定した上で、各々の領域に対する初期化处理の内容を記載する。

フ 使用部品—RWM—型式名

RWMの型式名(RWMの製造者が定めたもの)を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMについては、その旨を記載する。

ヘ 使用部品—RWM—製造者名

RWMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ホ 使用部品—RWM—特記事項

RWMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は「なし」と記載する。

マ 主基板ケース—構造

主基板ケースの構造について、どのような方法で容易に開封できず、開封時にはこん跡が残るかを明確にして記載する。

ミ 主基板ケース—材質

主基板ケースの材質について、透明であることを明確にして記載する。

ム 基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号

基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号を記載する。

メ 製造者の氏名又は名称

基板を製造した者の氏名又は名称を記載する。

(27) 入力信号

入力信号欄には、遊技機外部から遊技機へ入力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機に入力する全ての信号の名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の、規則第1条第3項第3号ハ又は第7条第2項第6号ハの遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類（以下「説明書」という。）の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

外部からの各入力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と入力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(28) 出力信号

出力信号欄には、遊技機から遊技機外部へ出力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機から出力される信号全ての名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

遊技機外部への各出力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と

出力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(29) 遊技機の使用に接続を必要とする装置

電源装置（トランス）あるいはプリペイドカードユニット等、提出に係る遊技機を使用する上で接続が必要な装置がある場合は、その全ての装置について、明確に記載する。該当する装置が複数ある場合は、当該記載欄に縦の区切線を入れて、装置ごとに、記載する。

ア 名称

該当する装置の名称を記載する。

イ 用途

該当する装置の用途及び機能概要を記載する。

ウ 接続条件

諸元表に記載した遊技機の構造、材質及び性能に変化を与えない条件で使用する上で当該装置に必要とされる仕様、遊技機と当該装置との接続に係る物理的、電気的条件等を全て記載する。

(30) 備考

特に別途指示のない限り、何も記載せず空欄のままとする。

2 回胴式遊技機（別記様式第3号）

(1) 型式名

申請者が認定、検定、型式試験又は遊技機試験を受けたいとしている遊技機の型式の識別符号として呼ぶ名称を記載する。

(2) 製造業者又は輸入業者名

遊技機を製造又は輸入した業者の氏名又は名称を記載する。

(3) 使用条件

ア 温度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない温度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

イ 湿度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない湿度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ウ 電源一種別

使用電源の交流又は直流の別を記載する。

エ 電源一定格電圧

使用電源の電圧値並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源電圧の変動範囲を記載する。

オ 電源一定格周波数

交流電源を使用する場合は、使用電源の周波数並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源周波数の変動範囲を記載する。特に、回胴回転装置の1分間当たりの回転数その他の性能に変化を与えない範囲に留意して記載する。

カ その他の使用条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えないよう遊技機を使用する上で必要なその他の使用条件の有無を記載した上で、「あり」の場合は、当該条件を具体的かつ詳細に記載する。

(4) 遊技メダル等

ア 遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球の種別

遊技機を作動させるために使用する、遊技メダル又は遊技球の別を記載する。また、遊技メダル等を選別するための遊技メダル等投入口及び遊技メダル等セレクターの構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル等投入口及び遊技メダル等セレクターの記載箇所との対応関係を明確にして、記載する。

イ 遊技メダル等投入時の処理—規定数

規則別表第5(1)イ(イ)の規定数を遊技の種類ごとに次の記載例により記載する。

記載例：第一種特別役物作動中の遊技の規定数 1枚

それ以外の遊技の規定数 1枚又は2枚又は3枚

ウ 遊技メダル等投入時の処理—遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路

遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の遊技メダル等の投入に係る装置等の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 遊技メダル等投入時の処理—遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

オ 遊技メダル等投入時の処理—遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

カ 遊技メダル等投入時の処理—遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラム—規定数を超える数の遊技メダル等投入時の処理

オに記載したもののうち規定数を超える数の遊技メダル等投入時の処理に係るプログラムに該当する箇所を特定して記載する。

(5) 胴

ア 個数

胴の個数を記載する。

イ 構造及び大きさ

胴の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該胴の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、胴の大きさが確認できる寸法を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

エ 回胴の回転軸—構造

回胴の回転軸の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該回胴の回転軸の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 回胴の回転軸—材質

材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

カ 回胴上の図柄—個数

回胴ごとに、回胴上の図柄（以下「図柄」という。）の個数を記載する。

キ 回胴上の図柄—種類

回胴ごとに、全ての図柄の種類を記載するとともに、規則別表第 5 (2) ロ (ハ) の規格に適合しているか否かを明確にしつつ記載する。その際、説明書中の当該図柄の説明の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 回胴上の図柄—配列

回胴ごとに、全ての図柄の表示配列を記載するとともに、説明書中の当該表示配列の説明の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 回胴上の図柄—大きさ

回胴上の図柄の大きさが確認できる寸法を、規則別表第 5 (2) ロ (ホ) の規格に適合しているか否かを明確にして記載する。

コ 回胴回転装置—構造

回胴回転装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該回胴回転装置の構造が規則別表第 5 (2) イ (ロ) の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該回胴回転装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 回胴回転装置—動作原理

回胴回転装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって回胴を回転させるのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該回胴回転装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 回胴回転装置—回胴の回転の方向及び速さ

回胴回転装置の全ての回胴の回転の方向及び速さが一定になってからの回胴の回転の速さを記載する。

なお、回胴の回転の方向が、どの部品等のどのような作用及び動作原

理によって決定されるのかについて、当該回胴ごとに、当該回胴の回転の方向が遊技の結果に影響を与えないことを明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該回胴ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、回胴の回転の速さが、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって一定となるのかについて、当該回胴ごとに、当該回胴の回転の速さが一定になるまでの過程が遊技の結果に影響を与えないことを明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該回胴ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

さらに、回胴の回転の方向及び速さが一定になるまでの処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ス 回胴回転装置一回転停止装置が作動しない場合において、すべての回胴の回転が一定になってから停止するまでの時間

回胴回転装置の全ての回胴の回転の方向及び速さが一定になってから停止するまでの時間の設計値及び実測値を、当該回胴ごとに、実測する場合の手法を明確にしつつ、記載する。

セ 回胴回転装置一回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の当該回胴回転装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ソ 回胴回転装置一回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

タ 回胴回転装置一回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

チ 回転停止装置一構造

回転停止装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にして当

該回転停止装置の構造が規則別表第5(2)ハの規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該回転停止装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ツ 回転停止装置—動作原理

回転停止装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって回転を停止させるのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該回転停止装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

テ 回転停止装置—停止ボタン等の配置

停止ボタン等が、遊技機のどのような位置に配置されているのかについて、当該停止ボタン等ごとに、遊技機での位置の寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該停止ボタン等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ト 回転停止装置—停止ボタン等の操作後、回胴の回転の停止までに要する時間の最大値—第二種特別役物未作動時

第二種特別役物が作動していない場合において、停止ボタン等の操作後、回胴の回転の停止までに要する時間の最大値の設計値及び実測値を、当該停止ボタン等ごとに、実測する場合の手法を明確にして記載する。

ナ 回転停止装置—停止ボタン等の操作後、回胴の回転の停止までに要する時間の最大値—第二種特別役物作動時

第二種特別役物が作動している場合において、停止ボタン等の操作後、回胴の回転の停止までに要する時間の最大値の設計値及び実測値を、当該停止ボタン等ごとに、実測する場合の手法を明確にしつつ、記載する。

第二種特別役物を搭載していない場合には該当なしと記載する。

ニ 回転停止装置—回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の当該回転停止装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ヌ 回転停止装置—回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

ネ 回転停止装置—回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の回転停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プ

ログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

(6) ガラス板等

ア 透視性

ガラス板等の透視性が規則別表第 5 (2) ホ (イ) の規格に適合しているか否かを明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格 (J I S 規格) による材質表示を記載する。

(7) 受け皿

ア 構造

受け皿の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該受け皿ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該受け皿の構造が規則別表第 5 (2) への規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該受け皿ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格 (J I S 規格) による材質表示を記載する。

(8) 遊技機の枠

ア 構造

遊技機の枠の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該遊技機の枠の構造が規則別表第 5 (2) ニの規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該遊技機の枠の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格 (J I S 規格) による材質表示を記載する。

(9) 貯留装置

ア 貯留可能な遊技メダルの数

貯留装置に記録可能な遊技メダルの最大数を記載する。

イ 構造

貯留装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該貯留装置の構造が規則別表第 5 (1) チ (ロ) 及び (ハ) の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

貯留装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダルを電磁的に記録するののかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(10) 遊技メダル数表示装置

ア 構造

遊技メダル数表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているののかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該遊技メダル数表示装置の構造が規則別表第5(1)リ(イ)、(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル数表示装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダルの数を電磁的に記録し、表示するののかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(11) 遊技メダル等払出装置

ア 構造

遊技メダル等払出装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているののかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル等払出装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダル等を払い出すののかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(12) 設定の数

設定の数を記載する。

(13) 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能

ア 1回の入賞により獲得することができる遊技メダル等の数の上限

1回の入賞により獲得することができる遊技メダル等の数の最大値を記載する。

イ 規定数ごとの入賞に係る図柄の組合せ

規定数ごとに、入賞に係る全ての図柄の組合せを、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、全て記載する。

ウ 規定数ごとの各入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数

規定数ごとに、入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数を、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、入賞に係る図柄の組合せごとに、全て記載する。

エ 規定数ごとの全ての図柄の組合せの数に占める入賞に係る図柄の組合せの数の割合

規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める入賞に係る図柄の組合せの数の割合を記載する。

オ 設定ごと及び規定数ごとの各入賞に係る条件装置が作動する確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、入賞に係る条件装置が作動する確率を、当該入賞に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

カ 入賞に係る図柄の組合せが表示される動作原理

入賞に係る図柄の組合せが、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって表示されるのかについて、入賞に係る図柄の組合せごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該入賞に係る図柄の組合せごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理

入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該入賞に係る図柄の組合せごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該入賞に係る図柄の組合せごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの17,500回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を17,500回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数の変動した

場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

ケ 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの6,000回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数が増減した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

コ 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの1,600回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を1,600回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数が増減した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

サ 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの400回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を400回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数が増減した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

シ 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの役物比率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の獲得総数A、当該獲得総数のうち役物の作動による獲得総数B及びBをAで除した数値の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数に変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

ス 試射試験—設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ホ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の獲得総数A、当該獲得総数のうち第一種特別役物の作動による獲得総数C及びCをAで除した数値の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数に変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

セ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの17,500回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を17,500回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数に変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

ソ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの6,000回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉

率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数の変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

タ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの1,600回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を1,600回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数の変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

チ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの400回出玉率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を400回行った結果として得られる遊技メダル等の投入総数、獲得総数及び出玉率の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数の変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

ツ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの役物比率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の獲得総数A、当該獲得総数のうち役物の作動による獲得総数B及びBをAで除した数値の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、か

つ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数が変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

テ シミュレーション試験—設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率

設定ごと及び規定数ごとに、規則別表第5(1)ロ(ハ)の試験を6,000回行った結果として得られる遊技メダル等の獲得総数A、当該獲得総数のうち第一種特別役物の作動による獲得総数C及びCをAで除した数値の設計値を記載する。かつ、当該設計値を算出するための前提条件を全て記載する。

なお、ここでいう規定数とは、全ての条件装置が作動しておらず、かつ、全ての条件装置の作動確率の変動していない状態における規定数を指す。

また、試験内において発生した遊技の結果によって規定数が変動した場合には、変動した規定数を用いて試験を続行することにより、設計値を算出する。

ト 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ナ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

ニ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

また、当該遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能の発現に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能の発現ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該遊技メダル等の獲得に係る遊技機

の性能の発現等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ヌ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御に欠くことができないその他の構造

遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能として欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(14) 再遊技に係る遊技機の性能

ア 規定数ごとの再遊技に係る図柄の組合せ

規定数ごとに、再遊技に係る全ての図柄の組合せを、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、全て記載する。

イ 設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、再遊技に係る条件装置が作動する確率を、当該再遊技に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

ウ 規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める再遊技に係る図柄の組合せの数の割合

規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める再遊技に係る図柄の組合せの数の割合を記載する。

エ 再遊技に係る条件装置が作動する確率の変動契機

再遊技に係る条件装置が作動する確率が、どのような契機によって変動するのかについて、変動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該再遊技に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、再遊技に係る条件装置が作動する確率の変動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当

該再遊技に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率が変動した場合の確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、再遊技に係る条件装置が作動する確率が変動した場合の確率を、当該再遊技に係る条件装置が作動する確率の変動契機ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

カ 再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理

再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理について、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該再遊技に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該再遊技に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路

再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

ケ 再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を全て記載する。

また、当該再遊技に係る遊技機の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該再遊技に係る遊技機の作動ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該再遊技に係る遊技機の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

コ 再遊技に係る遊技機の作動に欠くことができないその他の構造

再遊技に係る遊技機の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

の構造以外の構造で、再遊技に係る遊技機の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(15) 普通役物

ア 個数

普通役物の個数を記載する。

イ 作動契機

普通役物が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該普通役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、普通役物の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該普通役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

普通役物の作動に係る全ての条件を、当該普通役物に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

エ 設定ごと及び規定数ごとの普通役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、普通役物の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該普通役物の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

オ 規定数ごとの普通役物の作動により増加する入賞に係る図柄の組合せ

規定数ごとに、普通役物の作動により増加する入賞に係る全ての図柄の組合せを、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、全て記載する。

カ 規定数ごとの普通役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄の組合せの数に占める割合

規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める普通役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数の割合を記載する。

キ 規定数ごとの普通役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率の値

規定数ごとに、普通役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率を、当該普通役物が作動した場合に作動する入賞に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

ク 作動終了条件

普通役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該普通役物に係る条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ケ 作動中の処理

普通役物が作動している場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該普通役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、普通役物が作動している場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該普通役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該普通役物ごとに、記載するとともに、回路図中の当該普通役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該普通役物ごとに全て記載する。

シ 普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該普通役物ごとに記載する。

また、当該普通役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該普通役物ごとに内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該普通役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ス 普通役物の作動に欠くことができないその他の構造

普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、普通役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(16) 第一種特別役物

ア 個数

第一種特別役物の個数を記載する。

イ 作動契機—第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、第一種特別役物が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第一種特別役物の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機—第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、第一種特別役物が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第一種特別役物に係

る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第一種特別役物の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 作動契機—条件—第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、第一種特別役物の作動に係る全ての条件を、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

オ 作動契機—条件—第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、第一種特別役物の作動に係る全ての条件を、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

カ 規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合—第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時（役物連続作動装置が設けられていない場合を含む。）

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合を記載する。

キ 規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合—第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合を記載する。

ク 設定ごと及び規定数ごとに第一種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値—第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時（役物連続作動装置が設けられていない場合を含む。）

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、設定ごと及び規定数ごとに、第一種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第一種特別役物の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

ケ 設定ごと及び規定数ごとに第一種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値—第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、設定ごと及び規定数ごとに、第一種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第一種特別役物の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

コ 規定数ごとの第一種特別役物の作動により増加する入賞に係る図柄の組合せ

規定数ごとに、第一種特別役物の作動により増加する入賞に係る全ての図柄の組合せを、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、全て記載する。

サ 規定数ごとの第一種特別役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄の組合せの数に占める割合

規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数の割合を記載する。

シ 規定数ごとの第一種特別役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率の値

規定数ごとに、第一種特別役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率を、当該第一種特別役物が作動した場合に作動する入賞に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

ス 作動終了条件

第一種特別役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

セ 作動中の処理

第一種特別役物が作動している場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第一種特別役物が作動している場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第一種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ソ 第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該第一種特別役物ごとに、記載するとともに、

回路図中の当該第一種特別役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

タ 第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を当該第一種特別役物ごとに全て記載する。

チ 第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該第一種特別役物ごとに記載する。

また、当該第一種特別役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合は、当該第一種特別役物ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該第一種特別役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ツ 第一種特別役物の作動に欠くことができないその他の構造

第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第一種特別役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(17) 第二種特別役物

ア 個数

第二種特別役物の個数を記載する。

イ 作動契機一第二種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、第二種特別役物が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このと

き、どのような処理が行われるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第二種特別役物の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機—第二種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、第二種特別役物が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第二種特別役物の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 作動契機—条件—第二種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、第二種特別役物の作動に係る全ての条件を、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

オ 作動契機—条件—第二種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合において、第二種特別役物の作動に係る全ての条件を、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

カ 設定ごと及び規定数ごとの第二種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値—第二種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時（役物連続作動装置が設けられていない場合を含む。）

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動していない場合において、設定ごと及び規定数ごとに、第二種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第二種特別役物の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

キ 設定ごと及び規定数ごとの第二種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値—第二種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合におい

て、設定ごと及び規定数ごとに、第二種特別役物の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第二種特別役物の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

ク 作動終了条件

第二種特別役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ケ 作動中の処理

第二種特別役物が作動している場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第二種特別役物が作動している場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第二種特別役物に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該第二種特別役物ごとに、記載するとともに、回路図中の当該第二種特別役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を当該第二種特別役物ごとに全て記載する。

シ 第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該第二種特別役物ごとに記載する。

また、当該第二種特別役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合は、当該第二種特別役物ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該第二種特別役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ス 第二種特別役物の作動に欠くことができないその他の構造

第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第二種特別役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(18) 第一種特別役物に係る役物連続作動装置

ア 個数

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の個数を記載する。

イ 作動契機

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る全ての条件を、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

エ 規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合

規定数ごとに、全ての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合を記載する。

オ 設定ごと及び規定数ごとの役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動する確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

カ 作動終了条件

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 作動中の処理

第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合の処理が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに全て記載する。

コ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プロ

グラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに記載する。

また、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

サ 役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(19) 第二種特別役物に係る役物連続作動装置

ア 個数

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の個数を記載する。

イ 作動契機

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が、どのような契機によって作動するのかについて、作動契機に係る全ての図柄の組合せを明確にしつつ、記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動契機が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって実現されるのかについて、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の記載箇所との対応関係を明確にして記

載する。

ウ 作動契機一条件

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る全ての条件を、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、箇条書で記載する。

エ 設定ごと及び規定数ごとの役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動する確率の値

設定ごと及び規定数ごとに、第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動する確率を、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る条件装置ごとに全て記載するとともに、確率の全体値も記載する。

オ 作動終了条件

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

カ 作動中の処理

第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに全て記載する。

ケ 役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プロ

グラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに記載する。

また、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

コ 役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(20) 遊技の用に供されるその他の装置

諸元表の他の欄に記載した装置以外に、設定変更装置等、遊技の用に供される装置がある場合には、遊技の用に供されるその他の装置欄の各項目について、必要事項を明確に記載する。

該当する装置が複数ある場合、当該装置ごとに、記載欄に縦の区切線を入れて記載する。

ア 名称

当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。

イ 設置目的及び機能

当該装置の設置目的及び機能を明確にして記載する。

ウ 構造

当該装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成され

ているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 動作原理

当該装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該装置ごとの記載箇所（当該装置の作動中の動作説明、作動契機、作動条件及び作動終了条件並びに当該装置の作動に係るプログラムの明確な説明を記載した箇所をいう。）との対応関係を明確にして記載する。

また、当該装置が動作した場合の処理について記載する。このとき、どのような処理が行われるのかについて、当該装置ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

(21) 遊技機内部の配線系統

遊技機内部の配線系統について、回路図中の当該配線系統を示すブロックダイヤ図の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(22) 基板

ア 個数

遊技機に使用されている基板の個数を記載する。

イ 設置位置

遊技機の基板が遊技機中のどの位置に設置されているのかについて、当該基板ごとに、その形状及び寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該基板ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。また、設置方法も併せて記載する。

ウ 回路構成

遊技機の基板の回路がどの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該基板ごと及び機能別にブロック化した回路ごとに、記載するとともに、回路図中の当該回路ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 部品配置

各基板の部品の配置を記載するとともに、構造図中の当該基板の部品の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 使用部品

各基板に使用されている部品を全て記載する。

カ 使用部品—マイクロプロセッサ—個数

マイクロプロセッサの個数を記載する。マイクロプロセッサが複数ある場合には、キからコまでのマイクロプロセッサ欄の各項目の記載欄については、記載欄に縦の区切線を入れて、マイクロプロセッサごとに、記載する。

キ 使用部品—マイクロプロセッサ—用途

マイクロプロセッサの用途を記載した上で、当該マイクロプロセッサが装着されている基板名を記載する。

ク 使用部品—マイクロプロセッサ—型式名

マイクロプロセッサの型式名を記載する。

ケ 使用部品—マイクロプロセッサ—製造者名

マイクロプロセッサを製造した者の氏名及び名称を記載する。

コ 使用部品—マイクロプロセッサ—特記事項

マイクロプロセッサへのROM、RWMその他の電子装置等の内蔵の有無、当該マイクロプロセッサの機能及び構造に関する特記事項を記載する。

サ 使用部品—ROM—個数

ROMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているROMについても、この記載欄に計上する。ROMが複数ある場合には、シからニまでのROM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、ROMごとに、記載する。

シ 使用部品—ROM—用途

ROMの用途を記載した上で、当該ROMが装着されている基板名及び当該ROMと対応するマイクロプロセッサを記載する。

ス 使用部品—ROM—記憶容量

ROMの記憶容量をバイト数で記載する。また、当該ROMに記憶された情報を出力する方法についても記載する。

セ 使用部品—ROM—使用領域

ROMの記憶容量のうち、プログラム及びデータの記憶に使用されているバイト数を、使用領域、制御領域及びデータ領域ごとに記載する。また、各領域のバイト数を記載する。

ソ 使用部品—ROM—記憶内容

ROMの記憶内容のダンプリストの記憶箇所を特定して記載する。

タ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—構成

ROMに記憶されたプログラムのモジュール構成図の記載箇所を特定

して記載する。

チ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—ソースプログラム

ROMに記憶されたプログラムのソースリストの記載箇所を特定して記載する。

ツ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—使用データ

ROMに記憶されたプログラムで使用する定数データの一覧表（記憶番地及びデータの用途等が記載された表をいう。）及び変数等の作業領域の一覧表（各作業領域の割当番地及び用途等が記載された表をいう。）の記載箇所を特定して記載する。

テ 使用部品—ROM—記憶内容—検査合計

ROMの各記憶番地に記憶された内容を16進数値として扱い、全ての記憶番地の内容を合計した値の下位4桁を16進数値のまま記載する。

ト 使用部品—ROM—型式名

ROMの型式名（ROMの製造者が定めた型式名をいう。）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されるROMは、その旨を明記する。

ナ 使用部品—ROM—製造者名

ROMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ニ 使用部品—ROM—特記事項

ROMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

ヌ 使用部品—RWM—個数

RWMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMの個数について記載する。RWMが複数ある場合には、ネからホまでのRWM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、RWMごとに、記載する。

ネ 使用部品—RWM—用途

RWMの用途を記載の上、当該RWMが装着されている基板名及び対応するマイクロプロセッサを記載する。

ノ 使用部品—RWM—記憶容量

RWMの記憶容量をバイト数で記載する。

ハ 使用部品—RWM—使用領域

RWMの記憶容量のうち、使用領域に使用されるバイト数を記載する。

ヒ 使用部品—RWM—初期化处理

RWMの使用領域、未使用領域の割当番地を特定した上で、各々の領域に対する初期化处理の内容を記載する。

フ 使用部品—RWM—型式名

RWMの型式名（RWMの製造者が定めたもの）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMについては、その旨を記載する。

ヘ 使用部品—RWM—製造者名

RWMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ホ 使用部品—RWM—特記事項

RWMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

マ 主基板ケース—構造

主基板ケースの構造について、どのような方法で容易に開封できず、開封時にはこん跡が残るかを明確にして記載する。

ミ 主基板ケース—材質

主基板ケースの材質について、透明であることを明確にして記載する。

ム 基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号

基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号を記載する。

メ 製造者の氏名又は名称

基板を製造した者の氏名又は名称を記載する。

(23) 入力信号

入力信号欄には、遊技機外部から遊技機へ入力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機に入力する全ての信号の名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

外部からの各入力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と入力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(24) 出力信号

出力信号欄には、遊技機から遊技機外部へ出力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機から出力される信号全ての名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定する。

イ 端子の位置

遊技機外部への各出力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と出力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明のそれぞれについて、記載箇所を特定して記載する。

(25) 遊技機の使用に接続を必要とする装置

電源装置（トランス）あるいはプリペイドカードユニット等、提出に係る遊技機を使用する上で接続が必要な装置がある場合は、その全ての装置について、明確に記載する。該当する装置が複数ある場合は、当該記載欄に縦の区切線を入れて、装置ごとに、記載する。

ア 名称

該当する装置の名称を記載する。

イ 用途

該当する装置の用途及び機能概要を記載する。

ウ 接続条件

諸元表に記載した遊技機の構造、材質及び性能に変化を与えない条件で使用する上で当該装置に必要とされる仕様、遊技機と当該装置との接続に係る物理的、電気的条件等を全て記載する。

(26) 備考

特に別途指示のない限り、何も記載せず空欄のままとする。

3 アレンジボール遊技機（別記様式第4号）

(1) 型式名

申請者が認定、検定、型式試験又は遊技機試験を受けたいとしている遊技機の型式の識別符号として呼ぶ名称を記載する。

(2) 製造業者又は輸入業者名

遊技機を製造又は輸入した業者の氏名又は名称を記載する。

(3) 使用条件

ア 温度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない温度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

イ 湿度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない湿度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ウ 電源一種別

使用電源の交流又は直流の別を記載する。

エ 電源一定格電圧

使用電源の電圧値並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源電圧の変動範囲を記載する。

オ 電源一定格周波数

交流電源を使用する場合は、使用電源の周波数並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源周波数の変動範囲を記載する。特に、発射装置の1分間当たりの発射遊技球数その他の性能に変化を与えない範囲に留意して記載する。

カ 遊技機の設置条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない遊技機の傾き（遊技機設置面（水平面）に下ろした垂線からの遊技盤面の傾き角度をいう。単位は、「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。）その他の遊技機の設置条件を全て記載する。

キ その他の使用条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えないよう遊技機を使用する上で必要なその他の使用条件の有無を記載した上で、「あり」の場合は、当該条件を具体的かつ詳細に記載する。

(4) 遊技メダル等

ア 遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球の種別

遊技機を作動させるために使用する、遊技メダル又は遊技球の別を記載する。

イ 1回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数

1回の遊技につき投入する必要がある遊技メダル等の数（単位は、遊技メダルについては「枚」とし、遊技球については「個」とする。以下同じ。）を記載する。

ウ 規定数の遊技メダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数

規定数の遊技メダル等を投入した場合において、規定数の遊技メダル等の投入ごとに、その遊技に使用することができる遊技球の個数を記載する。

エ 遊技球一質量

小数第1位（小数第2位を四捨五入した値とする。）まで記載する。

オ 遊技球一材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

(5) 遊技盤

ア 構造

(ア) 遊技盤の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載する。

(イ) 遊技盤面構造図中の当該構造の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 構造一遊技盤の大きさ

遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさをいう。）が確認できる寸法を記載し、かつ、太線を用いて特定した遊技盤面構造図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 遊技板の材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

エ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一本数

遊技板に備えられている遊技くぎの本数を記載する。

オ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一配置

遊技板に備えられている遊技くぎが、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該遊技くぎごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該遊技くぎごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一形状

遊技板に備えられている遊技くぎの形状及びその寸法を記載する。

キ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一傾き

遊技板に打ち込まれている全ての遊技くぎの傾き（遊技盤面に下ろし

- た垂線と遊技くぎの軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。) 及びその方向を特定し、記載する。
- ク 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—材質
材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。
- ケ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—硬度
日本工業規格（J I S規格）のビッカース硬さ試験による遊技くぎのビッカース硬度を記載する。
- コ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—個数
遊技板に備えられている風車の個数を記載する。
- サ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—配置
遊技板に備えられている風車が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該風車ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- シ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—形状及び構造
遊技板に備えられている風車の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該風車ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- ス 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—傾き
遊技板に打ち込まれている全ての風車の傾き（遊技盤面に下ろした垂線と風車の軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。) 及びその方向を特定し、記載する。
- セ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—材質
材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。
- ソ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—軸の硬度
日本工業規格（J I S規格）のビッカース硬さ試験による風車の軸のビッカース硬度を記載する。
- タ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—名称
遊技くぎ及び風車以外の装置で、遊技球の落下の方向に変化を与えるものが遊技板に備えられている場合には、当該装置の名称を記載する。
該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。
- チ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—機能
遊技板に備えられている当該装置の設置目的及び機能を、遊技球の落

下の方向にどのような変化を与えるかを明確にしつつ、記載する。

ツ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—個数
遊技板に備えられている当該装置の個数を記載する。

テ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—配置
遊技板に備えられている当該装置が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該装置ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ト 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—形状及び構造

遊技板に備えられている当該装置の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ナ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—材質
材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

(6) ガラス板等

ア 遊技板との距離

(5)イ「構造—遊技盤の大きさ」の項の記載欄に記載した遊技盤の大きさを示す領域内の4隅及び中央部近辺の測定可能な5箇所のポイントで測定した遊技板とガラス板等とのそれぞれの距離の測定値及び当該5箇所の測定値の平均値を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

その際、5箇所の測定箇所を特定した遊技盤面構造図中の記載箇所を特定して記載する。

イ 透視性

ガラス板等の透視性が規則別表第6(2)リ（(ハ)を除く。）の規格に適合しているか否かを明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S 規格）による材質表示を記載する。

(7) 受け皿

ア 構造

受け皿の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該受け皿ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該受け皿ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(8) 遊技盤の枠

ア 大きさ

遊技盤の枠の大きさが確認できる、その枠の高さ、幅及び奥行の寸法を記載する。

イ 構造

遊技盤の枠の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技盤の枠の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(9) 貯留装置

ア 貯留可能な遊技メダルの数

貯留装置に記録可能な遊技メダルの最大数を記載する。

イ 構造

貯留装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該貯留装置の構造が規則別表第6(1)チ(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

貯留装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダルを電磁的に記録するのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(10) 遊技メダル数表示装置

ア 構造

遊技メダル数表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該遊技メダル数表示装置の構造が規則別表第6(1)リ(イ)、(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル数表示装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理

によって遊技メダル数を電磁的に記録し、表示するのにかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(11) 発射装置

ア 種類

電動式又は手動式の別を記載する。

イ 構造

発射装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

発射装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技球を発射しているのかについて、1分間当たりにおける最大発射遊技球数の設計上の理論値を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 電動機—種類

電動式発射装置である場合には、当該電動機の形式を記載する。手動式発射装置の場合には、「該当なし」と記載する（オ及びカについて同じ。）。

オ 電動機—回転速度

電動機の1分間当たりの回転数を記載する。

カ 電動機—製造者名

電動機の製造者の氏名又は名称を記載する。

キ 1分間の発射遊技球数

電動式発射装置である場合には、規則別表第6(1)イの遊技球の試射試験（以下「3 アレンジボール遊技機」において「試射試験」という。）を連続して10時間行った場合における1分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）を記載する。

手動式発射装置である場合には、規則別表第6(1)イの遊技球の試射試験を連続して10時間行った場合における任意の10分間を代表させ、当該10分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）が最大となる時の値を記載する。

(12) 遊技メダル等払出装置

ア 構造

遊技メダル等払出装置（払い出す賞球を貯留しておくためのタンクを

含む。)の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル等払出装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダル等を払い出すのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(13) 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能

ア 10時間出玉率

10時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

イ 4時間出玉率

4時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

ウ 1時間出玉率

1時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の出玉率の設計値を記載する。

エ 役物比率

10時間の試射試験を仮定した場合の遊技機の役物比率の設計値を記載する。

(14) 遊技に係る条件

ア 遊技メダル等の投入条件

遊技メダル等の投入に係る全ての条件を、規定数を超える数の遊技メダル等の投入時及び遊技メダル等が投入できない遊技状態における遊技メダル等の投入時の処理を明確にしつつ、次の記載例により記載する。

記載例：規定数の遊技メダル等の投入をした時から当該遊技メダル等に係る遊技の結果が得られる時までの間は、新たに遊技メダル等を投入することはできない。

イ 遊技開始時の条件

毎回の遊技の開始時において役物誘導装置等の各装置の作動状態等の条件が同一の場合と異なる場合とを区分した上で、各場合における当該条件を全て明確にして記載する。

ウ 入賞の条件

毎回の遊技において入賞するための条件が同一であるか否かを記載す

る。また、当該条件ごとに、内容を説明するとともに、説明書の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(15) 入球口

ア 個数

遊技板に備えられている入球口の個数を記載する。

イ 配置

遊技板に備えられている入球口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入球口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

遊技板に備えられている入球口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入球口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—入口の大きさ

遊技板に備えられている入球口の入口の大きさが確認できる寸法を、当該入球口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 構造—内部構造—入球感知機構

遊技板に備えられている入球口の内部構造にある遊技球の入球を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入球口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入球を感知するのかについて、当該入球口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

遊技板に備えられている入球口の入球感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入球口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成さ

れているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(16) ゲート

ア 個数

ゲートの個数を記載する。

イ 配置

ゲートが、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該ゲートごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

ゲートの構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該ゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造一入口の大きさ

ゲートの入口の大きさが確認できる寸法を、当該ゲートごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(17) 入賞図柄表示装置

ア 個数

入賞図柄表示装置の個数を記載する。

イ 配置

入賞図柄表示装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該入賞図柄表示装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

入賞図柄表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして、記載する。

エ 構造—使用部品

入賞図柄表示装置の表示に係る部品を、当該入賞図柄表示装置ごとに全て記載する。

オ 表示する図柄—個数

入賞図柄表示装置が表示する全ての図柄の数を、当該入賞図柄表示装置ごとに全て記載する。

カ 表示する図柄—種類

入賞図柄表示装置が表示する全ての図柄の種類及び表示場所を、当該入賞図柄表示装置ごとに全て記載する。

キ 表示する図柄—表示契機

入賞図柄表示装置が、どのような契機によって表示するのかについて記載する。

このとき、当該入賞図柄表示装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入賞図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入賞図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって表示するのかについて、当該入賞図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとに、表示契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該入賞図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 表示する図柄—表示契機—条件

入賞図柄表示装置ごとに、表示に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ケ 表示する図柄—入賞に係る図柄の組合せの種類

入賞図柄表示装置が表示する、入賞に係る図柄の組合せの種類を、当該入賞図柄表示装置ごとに全て記載する。

コ 表示する図柄—入賞に係る図柄の組合せの種類—獲得される遊技メダル等の数

入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数を、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、入賞に係

る図柄の組合せごとに、全て記載する。

サ 入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該入賞図柄表示装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該入賞図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該入賞図柄表示装置ごとに全て記載する。

ス 入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該入賞図柄表示装置ごとに記載する。

(18) 役物

ア 個数

役物の個数を記載する。

イ 作動契機

役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該役物の作動契機となる役物作動口及びゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該役物の作動契機となる役物作動口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該役物の作動契機となる役物作動口及びゲートごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該役物の作動契機となる役物作動口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物作動口一個数

役物ごとに、当該役物を作動させることとなる役物作動口の個数を記載するとともに、役物作動口の合計個数を記載する。

オ 役物作動口一配置

役物ごとに、当該役物を作動させることとなる役物作動口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該役物作動口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該役物作動口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 作動終了条件

役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該役物ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 役物の作動により表示される入賞図柄の種類及び数

役物の作動により表示される、全ての入賞図柄の種類及び数を記載する。

ク 役物の作動により表示される入賞図柄の組合せが入賞に係る図柄の組合せに該当することとなる場合において、当該入賞図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の数

役物の作動により表示される入賞図柄の組合せの中で、入賞に係る図柄の組合せとなる図柄の組合せを全て記載するとともに、当該図柄の組合せにより獲得される遊技メダル等の数を、当該図柄の組合せごとに記載する。

ケ 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該役物ごとに、記載するとともに、回路図中の当該役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

コ 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該役物ごとに全て記載する。

サ 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該役物ごとに記載する。

また、当該役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該役物ごとに内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

シ 役物の作動に欠くことができないその他の構造

役物の作動の契機となる役物作動口、ゲート及び役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(19) 役物誘導装置

ア 個数

役物誘導装置の個数を記載する。

イ 作動契機

役物誘導装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該役物誘導装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該役物誘導装置の作動契機となる入球口、ゲート及び誘導図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該役物誘導装置の作動契機となる入球口、ゲート及び誘導図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該役物誘導装置の作動契機となる入球口、ゲート及び誘導図柄表示装置ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該役物誘導装置の作動契機となる入球口、ゲート及び誘導図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

役物誘導装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該役物誘導装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 役物作動口一個数

役物誘導装置ごとに、当該役物誘導装置の作動により作動することと

なる役物作動口の個数を記載するとともに、役物作動口の合計個数を記載する。

オ 役物誘導装置一配置

役物誘導装置ごとに、当該役物誘導装置の作動により作動することとなる役物作動口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該役物作動口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該役物作動口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 作動終了条件

役物誘導装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該役物誘導装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該役物誘導装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該役物誘導装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該役物誘導装置ごとに全て記載する。

ケ 役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該役物誘導装置ごとに記載する。

また、当該役物誘導装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該役物誘導装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物誘導装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

コ 役物誘導装置の作動に欠くことができないその他の構造

役物誘導装置の作動の契機となる入球口、ゲート、誘導図柄表示装置及び役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物誘導装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(20) 誘導図柄表示装置

ア 個数

誘導図柄表示装置の個数を記載する。

イ 配置

誘導図柄表示装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該誘導図柄表示装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該誘導図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

誘導図柄表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該誘導図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該誘導図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造一使用部品

誘導図柄表示装置の作動に係る部品を、当該誘導図柄表示装置ごとに全て記載する。

オ 作動契機

誘導図柄表示装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該誘導図柄表示装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該誘導図柄表示装置の作動契機となる入球口及びゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該誘導図柄表示装置の作動契機となる入球口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該誘導図柄表示装置の作動契機となる入球口及びゲート

ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該誘導図柄表示装置の作動契機となる入球口及びゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 作動契機一条件

誘導図柄表示装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該誘導図柄表示装置ごとに、作動に係る全ての条件を簡条書で記載する。

キ 表示する図柄の種類

誘導図柄表示装置が表示する全ての図柄の種類及び表示場所を、当該誘導図柄表示装置ごとに全て記載する。

ク 役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せ

誘導図柄表示装置が表示する、役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを、当該誘導図柄表示装置ごとに全て記載する。

ケ 役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値

誘導図柄表示装置が表示する、役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率を、当該役物誘導装置ごとに全て記載する。

当該確率が特定の条件により変動する場合には、当該条件並びに最低確率、最高確率及び両者の平均確率（確率の変動条件を全て考慮して計算した平均確率をいう。）を全て記載する。

コ 誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該誘導図柄表示装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該誘導図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該誘導図柄表示装置ごとに全て記載する。

シ 誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該誘導図柄表示装置ごとに記載する。

また、当該誘導図柄表示装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該誘導図柄表示装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該誘導図柄表示

装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

(21) 誘導増加装置

ア 個数

誘導増加装置の個数を記載する。

イ 誘導増加装置に係る役物誘導装置一個数

誘導増加装置に係る役物誘導装置の個数を記載する。

ウ 誘導増加装置に係る役物誘導装置一配置

誘導増加装置に係る役物誘導装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該誘導増加装置に係る役物誘導装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 作動契機

誘導増加装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該誘導増加装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該誘導増加装置の作動契機となる誘導増加装置作動領域を持つ入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該誘導増加装置の作動契機となる誘導増加装置作動領域を持つ入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 作動契機一条件

誘導増加装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

カ 作動の効果

誘導増加装置の1回の作動による効果（得点の増加する程度及びそれに伴う遊技機の表示動作等）を、具体的かつ明確にして記載する。

キ 作動終了条件

誘導増加装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

特に、誘導増加装置の1回の作動中における遊技の結果が得られる回数の上限値を記載する。当該遊技回数の上限値が、あらかじめ定められ

た条件によって変化する場合には、その変化条件と全ての上限値を記載する。

ク 特定入球口一個数

特定入球口の個数を記載する。

ケ 特定入球口一配置

特定入球口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該特定入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該誘導増加装置の作動により入口が開き、又は拡大する役物作動口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについても、同様に記載する。

コ 特定入球口一誘導増加装置作動領域一配置

特定入球口内の誘導増加装置作動領域が、特定入球口内でどのような位置に配置されているのかについて、特定入球口内での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特定入球口内の誘導増加装置作動領域の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

サ 特定入球口一誘導増加装置作動領域一構造

誘導増加装置作動領域の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該誘導増加装置作動領域ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該誘導増加装置作動領域ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 特定入球口一誘導増加装置作動領域一構造一入口の大きさ

誘導増加装置作動領域の入口の大きさが確認できる寸法を、当該誘導増加装置作動領域ごとに記載する。当該入口の大きさが変化するものにあつては、変化したときの大きさ及びその変化条件も全て記載する。

ス 特定入球口一誘導増加装置作動領域一通過率

誘導増加装置の作動に係る特定入球口に入球する遊技球の数のうち、誘導増加装置作動領域を通過する遊技球の数の割合を記載する。

このとき、どのように当該割合を導出したかについて、当該誘導増加装置作動領域ごとに、内容を説明するとともに、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該誘導増加装置作動領域の入口の大きさが変化的ること等を契機として当該通過率が変化する場合は、その変化条件と変化した場合の通過率を全て記載する。

セ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

ソ 誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、記載するとともに、回路図中の当該誘導増加装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

タ 誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、全て記載する。

チ 誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、全て記載する。

また、当該誘導増加装置の作動に係る誘導図柄表示装置に関し、内部抽せんが行われる場合には、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該誘導図柄表示装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ツ 誘導増加装置の作動に欠くことができないその他の構造

誘導増加装置の作動の契機となる特定入球口、誘導増加装置作動領域及び誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、誘導増加装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(22) 得点増加装置

ア 個数

得点増加装置の個数を記載するとともに、当該個数のうち、入賞により獲得される遊技メダル等の数を2倍にすることができる得点増加装置の個数を記載する。

イ 作動契機

得点増加装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該得点増加装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該得点増加装置の作動契機となる入球口又はゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該得点増加装置の作動契機となる入球口又はゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該得点増加装置の作動契機となる入球口又はゲートごとに、作動契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該得点増加装置の作動契機となる入球口又はゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、得点増加装置が作動することとなる場合における遊技球の入球口への入球又はゲートの通過は規則別表第6(1)ト(ニ)の規格に適合しているか否かが明確になるように、記載する。

ウ 作動契機一条件

得点増加装置の作動に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該得点増加装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 作動の効果

得点増加装置の1回の作動による効果（得点の増加する程度及びそれに伴う遊技機の表示動作等）を、具体的かつ明確にして記載する。

オ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該得点増加装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該得点増加装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該得点増加装置ごとに全て記載する。

キ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該得点増加装置ごとに記載する。

ク 得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造

得点増加装置の作動の契機となる入球口、ゲート及び得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、得点増加装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(23) 遊技の用に供されるその他の装置

諸元表の他の欄に記載した装置以外に遊技の用に供される装置がある場合には、遊技の用に供されるその他の装置欄の各項目について、必要事項を明確に記載する。

該当する装置が複数ある場合、当該装置ごとに、記載欄に縦の区切線を入れて記載する。

ア 名称

当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。

イ 設置目的及び機能

当該装置の設置目的及び機能を明確にして記載する。

ウ 構造

当該装置の構造（当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路を含む。）が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 動作原理

当該装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該装置の作動契機、作動条件及び作動終了条件並びに当該装置の作動に係るプログラムを明確にして記載する。

(24) 遊技機内部の配線系統

遊技機内部の配線系統について、回路図中の当該配線系統を示すブロックダイヤ図の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(25) 基板

ア 個数

遊技機に使用されている基板の個数を記載する。

イ 設置位置及び方法

遊技機の基板が遊技機中のどの位置に設置されているのかについて、当該基板ごとに、その形状及び寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該基板ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、設置方法も併せて記載する。

ウ 回路構成

遊技機の基板の回路がどの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該基板ごと及び機能別にブロック化した回路ごとに、記載するとともに、回路図中の当該回路ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 部品配置

各基板の部品の配置を記載するとともに、構造図中の当該基板の部品の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 使用部品

各基板に使用されている部品を全て記載する。

カ 使用部品—マイクロプロセッサ—個数

マイクロプロセッサの個数を記載する。マイクロプロセッサが複数ある場合には、キからコまでのマイクロプロセッサ欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、マイクロプロセッサごとに、記載する。

キ 使用部品—マイクロプロセッサ—用途

マイクロプロセッサの用途を記載した上で、当該マイクロプロセッサが装着されている基板名を記載する。

ク 使用部品—マイクロプロセッサ—型式名

マイクロプロセッサの型式名を記載する。

- ケ 使用部品—マイクロプロセッサ—製造者名
マイクロプロセッサを製造した者の氏名及び名称を記載する。
- コ 使用部品—マイクロプロセッサ—特記事項
マイクロプロセッサへのROM、RWMその他の電子部品等の内蔵の有無、当該マイクロプロセッサの機能及び構造に関する特記事項を記載する。
- サ 使用部品—ROM—個数
ROMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているROMについても、この記載欄に計上する。ROMが複数ある場合には、シからニまでのROM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、ROMごとに、記載する。
- シ 使用部品—ROM—用途
ROMの用途を記載した上で、当該ROMが装着されている基板名及び当該ROMと対応するマイクロプロセッサを記載する。
- ス 使用部品—ROM—記憶容量
ROMの記憶容量をバイト数で記載する。また、当該ROMに記憶された情報を出力する方法についても記載する。
- セ 使用部品—ROM—使用領域
ROMの記憶容量のうち、プログラム及びデータの記憶に使用されているバイト数を、使用領域、制御領域及びデータ領域ごとに記載する。また、各領域のバイト数を記載する。
- ソ 使用部品—ROM—記憶内容
ROMの記憶内容のダンプリストの記載箇所を特定して記載する。
- タ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—構成
ROMに記憶されたプログラムのモジュール構成図の記載箇所を特定して記載する。
- チ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—ソースプログラム
ROMに記憶されたプログラムのソースリストの記載箇所を特定して記載する。
- ツ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—使用データ
ROMに記憶されたプログラムで使用する定数データの一覧表（記憶番地及びデータの用途等が記載された表をいう。）及び変数等の作業領域の一覧表（各作業領域の割当番地及び用途等が記載された表をいう。）の記載箇所を特定して記載する。
- テ 使用部品—ROM—記憶内容—検査合計
ROMの各記憶番地に記憶された内容を16進数値として扱い、全ての

記憶番地の内容を合計した値の下位 4 桁を16進数値のまま記載する。

ト 使用部品—ROM—型式名

ROMの型式名（ROMの製造者が定めた型式名をいう。）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されるROMは、その旨を明記する。

ナ 使用部品—ROM—製造者名

ROMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ニ 使用部品—ROM—特記事項

ROMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

ヌ 使用部品—RWM—個数

RWMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMの個数について記載する。RWMが複数ある場合には、ネからホまでのRWM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、RWMごとに、記載する。

ネ 使用部品—RWM—用途

RWMの用途を記載の上、当該RWMが装着されている基板名及び対応するマイクロプロセッサを記載する。

ノ 使用部品—RWM—記憶容量

RWMの記憶容量をバイト数で記載する。

ハ 使用部品—RWM—使用領域

RWMの記憶容量のうち、使用領域に使用されるバイト数を記載する。

ヒ 使用部品—RWM—初期化处理

RWMの使用領域、未使用領域の割当番地を特定した上で、各々の領域に対する初期化处理の内容を記載する。

フ 使用部品—RWM—型式名

RWMの型式名（RWMの製造者が定めたもの）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMについては、その旨を記載する。

ヘ 使用部品—RWM—製造者名

RWMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ホ 使用部品—RWM—特記事項

RWMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

マ 主基板ケース—構造

主基板ケースの構造について、どのような方法で容易に開封できず、

開封時にはこん跡が残るかを明確にして記載する。

ミ 主基板ケースー材質

主基板ケースの材質について、透明であるかを明確にして記載する。

ム 基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号

基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号を記載する。

メ 製造者の氏名又は名称

基板を製造した者の氏名又は名称を記載する。

(26) 入力信号

入力信号欄には、遊技機外部から遊技機へ入力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機に入力する全ての信号の名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

外部からの各入力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と入力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(27) 出力信号

出力信号欄には、遊技機から遊技機外部へ出力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機から出力される信号全ての名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

遊技機外部への各出力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と出力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(28) 遊技機の使用に接続を必要とする装置

電源装置（トランス）あるいはプリペイドカードユニット等、提出に係る遊技機を使用する上で接続が必要な装置がある場合は、その全ての装置について、明確に記載する。該当する装置が複数ある場合は、当該記載欄に縦の区切線を入れて、装置ごとに、記載する。

ア 名称

該当する装置の名称を記載する。

イ 用途

該当する装置の用途及び機能概要を記載する。

ウ 接続条件

諸元表に記載した遊技機の構造、材質及び性能に変化を与えない条件で使用する上で当該装置に必要とされる仕様、遊技機と当該装置との接続に係る物理的、電気的条件等を全て記載する。

(29) 備考

特に別途指示のない限り、何も記載せず空欄のままとする。

4 じゃん球遊技機（別記様式第5号）

(1) 型式名

申請者が認定、検定、型式試験又は遊技機試験を受けたいとしている遊技機の型式の識別符号として呼ぶ名称を記載する。

(2) 製造業者又は輸入業者名

遊技機を製造又は輸入した業者の氏名又は名称を記載する。

(3) 使用条件

ア 温度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない温度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

イ 湿度

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない湿度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

ウ 電源一種別

使用電源の交流又は直流の別を記載する。

エ 電源一定格電圧

使用電源の電圧値並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源電圧の変動範囲を記載する。

オ 電源一定格周波数

交流電源を使用する場合は、使用電源の周波数並びに遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない電源周波数の変動範囲を記載する。特に、発射装置の1分間当たりの発射遊技球数その他の性能に変化を与えない範囲に留意して記載する。

カ 遊技機の設置条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない遊技機の傾き（遊技機設置面（水平面）に下ろした垂線からの遊技盤面の傾き角度をいう。単位は、「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。）その他の遊技機の設置条件を全て記載する。

キ その他の使用条件

遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えないよう遊技機を使用する上で必要なその他の使用条件の有無を記載した上で、「あり」の場合は、当該条件を具体的かつ詳細に記載する。

(4) 遊技メダル等

ア 遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球の種別

遊技機を作動させるために使用する、遊技メダル又は遊技球の別を記載する。

イ 1回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数

1回の遊技につき投入する必要がある遊技メダル等の数（単位は、遊技メダルについては「枚」とし、遊技球については「個」とする。以下同じ。）を記載する。

ウ 規定数の遊技メダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数

規定数の遊技メダル等を投入した場合において、規定数の遊技メダル等の投入ごとに、その遊技に使用することができる遊技球の個数を記載する。

エ 遊技球一質量

小数第1位（小数第2位を四捨五入した値とする。）まで記載する。

オ 遊技球一材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

(5) 遊技盤

ア 構造

(ア) 遊技盤の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載する。

(イ) 遊技盤面構造図中の当該構造の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 構造一遊技盤の大きさ

遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさをいう。）が確認できる寸法を記載し、かつ、太線を用いて特定した遊技盤面構造図中の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 遊技板の材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

エ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一本数

遊技板に備えられている遊技くぎの本数を記載する。

オ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一配置

遊技板に備えられている遊技くぎが、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該遊技くぎごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該遊技くぎごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一形状

遊技板に備えられている遊技くぎの形状及びその寸法を記載する。

キ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置一遊技くぎ一傾き

遊技板に打ち込まれている全ての遊技くぎの傾き（遊技盤面に下ろし

- た垂線と遊技くぎの軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。) 及びその方向を特定し、記載する。
- ク 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—材質
材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。
- ケ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—遊技くぎ—硬度
日本工業規格（J I S規格）のビッカース硬さ試験による遊技くぎのビッカース硬度を記載する。
- コ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—個数
遊技板に備えられている風車の個数を記載する。
- サ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—配置
遊技板に備えられている風車が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該風車ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- シ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—形状及び構造
遊技板に備えられている風車の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該風車ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にして記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該風車ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。
- ス 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—傾き
遊技板に打ち込まれている全ての風車の傾き（遊技盤面に下ろした垂線と風車の軸部のなす角度をいう。単位は「度」を使用し、小数点以下の記載は不要とする。) 及びその方向を特定し、記載する。
- セ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—材質
材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。
- ソ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—風車—軸の硬度
日本工業規格（J I S規格）のビッカース硬さ試験による風車の軸のビッカース硬度を記載する。
- タ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—名称
遊技くぎ及び風車以外の装置で、遊技球の落下の方向に変化を与えるものが遊技板に備えられている場合には、当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。
- チ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—機能
遊技板に備えられている当該装置の設置目的及び機能を、遊技球の落

下の方向にどのような変化を与えるかを明確にしつつ、記載する。

ツ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—個数
遊技板に備えられている当該装置の個数を記載する。

テ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—配置
遊技板に備えられている当該装置が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該装置ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ト 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—形状及び構造

遊技板に備えられている当該装置の形状及び構造が、どの部品等のどのような組合せによって形成及び構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ナ 遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置—その他の装置—材質
材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

(6) ガラス板等

ア 遊技板との距離

(5)イ「構造—遊技盤の大きさ」の項の記載欄に記載した遊技盤の大きさを示す領域内の4隅及び中央部近辺の測定可能な5箇所のポイントで測定した遊技板とガラス板等とのそれぞれの距離の測定値及び当該5箇所の測定値の平均値を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

その際、5箇所の測定箇所を特定した遊技盤面構造図中の記載箇所を特定して記載する。

イ 透視性

ガラス板等の透視性が規則別表第7(2)リ（(ハ)を除く。）の規格に適合しているか否かを明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（JIS規格）による材質表示を記載する。

(7) 受け皿

ア 構造

受け皿の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該受け皿ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該受け皿ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(8) 遊技盤の枠

ア 大きさ

遊技盤の枠の大きさが確認できる、その枠の高さ、幅及び奥行の寸法を記載する。

イ 構造

遊技盤の枠の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技盤の枠の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(9) 貯留装置

ア 貯留可能な遊技メダルの数

貯留装置に記録可能な遊技メダルの最大数を記載する。

イ 構造

貯留装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該貯留装置の構造が規則別表第7(1)チ(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

貯留装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダルを電磁的に記録するのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該貯留装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(10) 遊技メダル数表示装置

ア 構造

遊技メダル数表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、当該遊技メダル数表示装置の構造が規則別表第7(1)リ(イ)、(ロ)及び(ハ)の規格に適合しているか否かを明確にして記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル数表示装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理

によって遊技メダル数を電磁的に記録し、表示するののかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル数表示装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(11) 発射装置

ア 種類

電動式又は手動式の別を記載する。

イ 構造

発射装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 動作原理

発射装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技球を発射しているのかについて、1分間当たりにおける最大発射遊技球数の設計上の理論値を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該発射装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 電動機一種類

電動式発射装置である場合には、当該電動機の形式を記載する。手動式発射装置の場合には、「該当なし」と記載する（オ及びカについて同じ。）。

オ 電動機一回転速度

電動機の1分間当たりの回転数を記載する。

カ 電動機一製造者名

電動機の製造者の氏名又は名称を記載する。

キ 1分間の発射遊技球数

電動式発射装置である場合には、規則別表第7(1)イの遊技球の試射試験（以下「4 ジャン球遊技機」において「試射試験」という。）を連続して10時間行った場合における1分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）を記載する。

手動式発射装置である場合には、規則別表第7(1)イの遊技球の試射試験を連続して10時間行った場合における任意の10分間を代表させ、当該10分間の発射球数の平均値（単位は、「個／分」とする。）が最大となる時の値を記載する。

(12) 遊技メダル等払出装置

ア 構造

遊技メダル等払出装置（払い出す賞球を貯留しておくためのタンクを

含む。)の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 動作原理

遊技メダル等払出装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって遊技メダル等を払い出すのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技メダル等払出装置の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(13) 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能

ア 出玉率

10時間以上の試射試験を仮定した場合の申請に係る遊技機の出玉率の設計値及び当該設計値を算定した前提となる条件を記載する。

イ 役物比率

10時間以上の試射試験を仮定した場合の申請に係る遊技機の設計上の役物比率及び当該設計値を算定した前提となる条件を記載する。

(14) 遊技に係る条件

ア 遊技メダル等の投入条件

遊技メダル等の投入に係る全ての条件を、規定数を超える数の遊技メダル等の投入時及び遊技メダル等が投入できない遊技状態における遊技メダル等の投入時の処理を明確にしつつ、次の記載例により記載する。

記載例：規定数の遊技メダル等の投入をした時から当該遊技メダル等に係る遊技の結果が得られる時までの間は、新たに遊技メダル等を投入することはできない。

イ 遊技開始時の条件

毎回の遊技の開始時において条件連続装置等の各装置の作動状態等の条件が同一の場合と異なる場合とを区分した上で、各場合における当該条件を全て明確にして記載する。

ウ 入賞の条件

毎回の遊技において入賞するための条件が同一であるか否かを記載する。また、当該条件ごとに、内容を説明するとともに、説明書の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(15) 入球口

ア 個数

遊技板に備えられている入球口の個数を記載する。

イ 配置

遊技板に備えられている入球口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、当該入球口ごとに、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

遊技板に備えられている入球口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入球口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—入口の大きさ

遊技板に備えられている入球口の入口の大きさが確認できる寸法を、当該入球口ごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 構造—内部構造—入球感知機構

遊技板に備えられている入球口の内部構造にある遊技球の入球を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該入球口ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入球を感知するのかについて、当該入球口ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該入球口ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

遊技板に備えられている入球口の入球感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（入球口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関

係を明確にして記載する。

キ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(16) ゲート

ア 個数

ゲートの個数を記載する。

イ 配置

ゲートが、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該ゲートごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

ゲートの構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該ゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該ゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—入口の大きさ

ゲートの入口の大きさが確認できる寸法を、当該ゲートごとに記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

オ 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(17) 図柄表示装置

ア 個数

図柄表示装置の個数を記載する。

イ 配置

図柄表示装置が、遊技盤でどのような位置に配置されているのかについて、当該図柄表示装置ごとに、遊技盤での位置の寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造

図柄表示装置の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該図柄表示装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 構造—使用部品

図柄表示装置の表示に係る部品を、当該図柄表示装置ごとに全て記載

する。

オ 表示する図柄—種類

図柄表示装置が表示する全ての図柄の種類及び表示場所を、当該図柄表示装置ごとに全て記載する。

カ 表示する図柄—表示契機

図柄表示装置が、どのような契機によって表示するのかについて記載する。

このとき、当該図柄表示装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって表示するのかについて、当該図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとに、表示契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該図柄表示装置の表示契機となる入球口等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 表示する図柄—表示契機—条件

図柄表示装置ごとに、表示に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ク 表示する図柄—入賞に係る図柄の組合せの種類

図柄表示装置が表示する、入賞に係る図柄の組合せの種類を、当該図柄表示装置ごとに全て記載する。

ケ 表示する図柄—入賞に係る図柄の組合せの種類—獲得される遊技メダル等の数

入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数を、説明書中の記載箇所との対応関係を明確にしつつ、入賞に係る図柄の組合せごとに全て記載する。

コ 表示する図柄—入賞に係る図柄の組合せの種類—獲得される遊技メダル等の数—合計

入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数の合計を記載する。

サ 図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該図柄表示装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該図柄表示装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

シ 図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該図柄表示装置ごとに全て記載する。

ス 図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該図柄表示装置ごとに記載する。

(18) 自動図柄設定装置

ア 個数

自動図柄設定装置の個数を記載する。

イ 図柄の設定原理

自動図柄設定装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって自動的に図柄を設定するのかについて、当該自動図柄設定装置ごとに、当該自動図柄設定装置の作動の開始から作動の終了までの間の作動に係る全ての契機及び条件を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該自動図柄設定装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該自動図柄設定装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該自動図柄設定装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該自動図柄設定装置ごとに全て記載する。

オ 自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該自動図柄設定装置ごとに記載する。

また、当該自動図柄設定装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該自動図柄設定装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該自動図柄設定

装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

カ 自動図柄設定装置の作動に欠くことができないその他の構造

自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、自動図柄設定装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(19) 役物

ア 個数

役物の個数を記載する。

イ 作動契機

役物が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該役物が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該役物の作動契機となる特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、作動契機に関係する部品等の作用を明確にして記載するとともに、動作原理図中の当該役物の作動契機となる特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

役物ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 作動終了条件

役物の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該役物ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

オ 作動の効果

役物の1回の作動による効果を、具体的かつ明確にして記載する。

カ 遊技客の任意の選択で表示される一の図柄の表示原理

役物の作動時、遊技客の任意の選択で表示される一の図柄が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって表示されるのかについて、当該遊技客の任意の選択で表示される一の図柄ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該遊技客の任意の選択で表示される一の図柄ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該役物ごとに、記載するとともに、回路図中の当該役物ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該役物ごとに全て記載する。

ケ 役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該役物ごとに記載する。

また、当該役物の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該役物ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

コ 役物の作動に欠くことができないその他の構造

役物の作動の契機となる特別入球口、図柄表示装置及び役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(20) 特別入球口

ア 配置

遊技板に備えられている特別入球口が、遊技盤上のどのような位置に配置されているのかについて、遊技盤上の位置の寸法を明確にしつつ、記載するとともに、遊技盤面構造図中の当該特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 構造

遊技板に備えられている特別入球口の構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 構造—入口の大きさ

遊技板に備えられている特別入球口の入口の大きさが確認できる寸法を、記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。

エ 構造—内部構造—入球感知機構

遊技板に備えられている特別入球口の内部構造にある遊技球の入球を感知する機構が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって入球を感知するのかについて、記載するとともに、動作原理図中の当該特別入球口の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 構造—内部構造—その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造

遊技板に備えられている特別入球口の入球感知機構以外の内部構造で遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有するもの（特別入球口の内部構造の中にある領域で遊技球の通過により遊技の結果に影響を及ぼすこととなるもの及び当該領域への遊技球の通過率を調整する機能を有する構造等）の有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載する

とともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 開放条件

特別入球口が、どのような契機によって開放するのかについて記載する。

このとき、当該特別入球口が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該特別入球口の開放契機となる入球口又はゲートごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該役物の開放契機となる入球口又はゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該特別入球口の開放契機となる入球口又はゲートごとに、開放契機に係る部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該特別入球口の開放契機となる入球口又はゲートごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該特別入球口の開放契機となる入球口又はゲートごとに、開放に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 開放終了条件

特別入球口の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ク 材質

材質名及び日本工業規格（J I S規格）による材質表示を記載する。

(21) 開放条件装置

ア 個数

開放条件装置の個数を記載する。

イ 作動契機

開放条件装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該開放条件装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該開放条件装置の作動契機となる入賞に係る図柄の組合せごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該開放条件装置の作動契機となる入賞に係る図柄の組合せごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該開放条件装置の作動契機となる入賞に係る図柄の組合

せごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該開放条件装置の作動契機となる入賞に係る図柄の組合せごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

開放条件装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

また、開放条件装置が作動することとなる、入賞に係る図柄の組合せを全て記載する。

エ 入賞に係る図柄の組合せの数に占める開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合

入賞に係る図柄の組合せの数のうち、開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合を記載する。

オ 開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値

入賞に係る図柄の組合せのうち、開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せとして表示される確率を、当該入賞に係る図柄の組合せごとに全て記載する。

カ 作動終了条件

開放条件装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該開放条件装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

キ 開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該開放条件装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該開放条件装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク 開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該開放条件装置ごとに全て記載する。

ケ 開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該開放条件装置ごとに記載する。

また、当該開放条件装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該開放条件装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載すると

ともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

コ 開放条件装置の作動に欠くことができないその他の構造

開放条件装置の作動の契機となる図柄表示装置、特別入球口（内部構造を含む。）及び開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、当該開放条件装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(22) 条件連続装置

ア 個数

条件連続装置の個数を記載する。

イ 作動契機

条件連続装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該条件連続装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該条件連続装置の作動契機となる開放条件装置に係る図柄の組合せごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該条件連続装置の作動契機となる開放条件装置に係る図柄の組合せごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該条件連続装置の作動契機となる開放条件装置に係る図柄の組合せごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該条件連続装置の作動契機となる開放条件装置に係る図柄の組合せごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

条件連続装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

また、条件連続装置が作動することとなる、開放条件装置に係る図柄の組合せを全て記載する。

エ 開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数に占める条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合

開放条件装置に係る図柄の組合せの数のうち、条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合を記載する。

オ 条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値

開放条件装置に係る図柄の組合せのうち、条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せとして表示される確率を、当該開放条件装置に係る図柄の組合せごとに全て記載する。

カ 条件連続装置の1回の作動中の開放条件装置の作動回数の上限

条件連続装置の1回の作動により開放条件装置が連続して作動する回数の上限值を記載する。

キ 作動終了条件

条件連続装置の作動の終了に係る条件の有無を記載する。当該条件がある場合には、当該条件連続装置ごとに、作動の終了に係る全ての条件を箇条書で記載する。

ク 条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該条件連続装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該条件連続装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ 条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路—使用部品

条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該条件連続装置ごとに全て記載する。

コ 条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用するデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該条件連続装置ごとに記載する。

また、当該条件連続装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該条件連続装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該役物の作動等内部的な

要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

サ 条件連続装置の作動に欠くことができないその他の構造

条件連続装置の作動の契機となる図柄表示装置、開放条件装置及び条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、条件連続装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(23) 得点増加装置

ア 個数

得点増加装置の個数を記載する。

イ 作動契機

得点増加装置が、どのような契機によって作動するのかについて記載する。

このとき、当該得点増加装置が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該得点増加装置の作動契機となるあらかじめ定められた場合ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該得点増加装置の作動契機となる当該あらかじめ定められた場合ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって作動するのかについて、当該得点増加装置の作動契機となる当該あらかじめ定められた場合ごとに、作動契機に関係する部品等の作用を明確にしつつ、記載するとともに、動作原理図中の当該得点増加装置の作動契機となる当該あらかじめ定められた場合ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 作動契機一条件

得点増加装置ごとに、作動に係る全ての条件を箇条書で記載する。

エ 作動の効果

得点増加装置の1回の作動による効果を、具体的かつ明確にして記載する。

オ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路

得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の機能及び処理について、当該得点増加装置ごとに、記載するとともに、回路図中の当該得点増加装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

カ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路一使用部品

得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の部品を、当該得点増加装置ごとに全て記載する。

キ 得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム

ソースプログラム中の得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラムの実現箇所並びに当該プログラムの処理並びに当該プログラムで使用されるデータの一覧表及び作業領域の一覧表を、当該得点増加装置ごとに記載する。

また、当該得点増加装置の作動に関し、内部抽せんが行われる場合には、当該得点増加装置ごとに、内部抽せんが行われる契機を記載するとともに、電源の投入等外部的な要因あるいは当該得点増加装置の作動等内部的な要因にかかわらず、内部抽せんの結果に偏りが発生しないことを明確にして記載する。

ク 得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造

得点増加装置の作動の契機となるあらかじめ定められた場合のための構造及び得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、当該得点増加装置の作動に欠くことができないものの有無を記載する。

当該構造がある場合には、当該構造ごとの設置目的及び効果を明確にした上で、当該構造が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該構造ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該構造が動作する場合には、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該構造ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該動作する構造ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(24) 遊技の用に供されるその他の装置

諸元表の他の欄に記載した装置以外に遊技の用に供される装置がある場合には、遊技の用に供されるその他の装置欄の各項目について、必要事項を明確に記載する。

該当する装置が複数ある場合、当該装置ごとに、記載欄に縦の区切線を入れて記載する。

ア 名称

当該装置の名称を記載する。該当するものがない場合には、「該当なし」と記載する（当該装置欄のその他の項の記載項目についても「該当なし」と記載する。）。

イ 設置目的及び機能

当該装置の設置目的及び機能を明確にして記載する。

ウ 構造

当該装置の構造（当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路を含む。）が、どの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該装置ごとに、その部品等及び組合せの寸法を明確にしつつ、記載するとともに、構造図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 動作原理

当該装置が、どの部品等のどのような作用及び動作原理によって動作するのかについて、当該装置ごとに、記載するとともに、動作原理図中の当該装置ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、当該装置の作動契機、作動条件及び作動終了条件並びに当該装置の作動に係るプログラムを明確にして記載する。

(25) 遊技機内部の配線系統

遊技機内部の配線系統について、回路図中の当該配線系統を示すブロックダイヤ図の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

(26) 基板

ア 個数

遊技機に使用されている基板の個数を記載する。

イ 設置位置及び方法

遊技機の基板が遊技機中のどの位置に設置されているのかについて、当該基板ごとに、その形状及び寸法を明確にして記載するとともに、構造図中の当該基板ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

また、設置方法も併せて記載する。

ウ 回路構成

遊技機の基板の回路がどの部品等のどのような組合せによって構成されているのかについて、当該基板ごと及び機能別にブロック化した回路ごとに、記載するとともに、回路図中の当該回路ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ 部品配置

各基板の部品の配置を記載するとともに、構造図中の当該基板の部品の記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

オ 使用部品

各基板に使用されている部品を全て記載する。

カ 使用部品—マイクロプロセッサ—個数

マイクロプロセッサの個数を記載する。マイクロプロセッサが複数ある場合には、キからコまでのマイクロプロセッサ欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、マイクロプロセッサごとに、記載する。

キ 使用部品—マイクロプロセッサ—用途

マイクロプロセッサの用途を記載した上で、当該マイクロプロセッサが装着されている基板名を記載する。

ク 使用部品—マイクロプロセッサ—型式名

マイクロプロセッサの型式名を記載する。

ケ 使用部品—マイクロプロセッサ—製造者名

マイクロプロセッサを製造した者の氏名及び名称を記載する。

コ 使用部品—マイクロプロセッサ—特記事項

マイクロプロセッサへのROM、RWMその他の電子部品等の内蔵の有無、当該マイクロプロセッサの機能及び構造に関する特記事項を記載する。

サ 使用部品—ROM—個数

ROMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているROMについても、この記載欄に計上する。ROMが複数ある場合には、シからニまでのROM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、ROMごとに、記載する。

シ 使用部品—ROM—用途

ROMの用途を記載した上で、当該ROMが装着されている基板名及び当該ROMと対応するマイクロプロセッサを記載する。

ス 使用部品—ROM—記憶容量

ROMの記憶容量をバイト数で記載する。また、当該ROMに記憶された情報を出力する方法についても記載する。

セ 使用部品—ROM—使用領域

ROMの記憶容量のうち、プログラム及びデータの記憶に使用されているバイト数を、使用領域、制御領域及びデータ領域ごとに記載する。
また、各領域のバイト数を記載する。

ソ 使用部品—ROM—記憶内容

ROMの記憶内容のダンプリストの記載箇所を特定して記載する。

タ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—構成

ROMに記憶されたプログラムのモジュール構成図の記載箇所を特定して記載する。

チ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—ソースプログラム

ROMに記憶されたプログラムのソースリストの記載箇所を特定して記載する。

ツ 使用部品—ROM—記憶内容—プログラム—使用データ

ROMに記憶されたプログラムで使用する定数データの一覧表（記憶番地及びデータの用途等が記載された表をいう。）及び変数等の作業領域の一覧表（各作業領域の割当番地及び用途等が記載された表をいう。）の記載箇所を特定して記載する。

テ 使用部品—ROM—記憶内容—検査合計

ROMの各記憶番地に記憶された内容を16進数値として扱い、全ての記憶番地の内容を合計した値の下位4桁を16進数値のまま記載する。

ト 使用部品—ROM—型式名

ROMの型式名（ROMの製造者が定めた型式名をいう。）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されるROMは、その旨を明記する。

ナ 使用部品—ROM—製造者名

ROMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ニ 使用部品—ROM—特記事項

ROMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

ヌ 使用部品—RWM—個数

RWMの個数を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMの個数について記載する。RWMが複数ある場合には、ネからホまでのRWM欄の各項目の記載欄については、当該記載欄に縦の区切線を入れて、RWMごとに、記載する。

ネ 使用部品—RWM—用途

RWMの用途を記載の上、当該RWMが装着されている基板名及び対

応するマイクロプロセッサを記載する。

ノ 使用部品—RWM—記憶容量

RWMの記憶容量をバイト数で記載する。

ハ 使用部品—RWM—使用領域

RWMの記憶容量のうち、使用領域に使用されるバイト数を記載する。

ヒ 使用部品—RWM—初期化处理

RWMの使用領域、未使用領域の割当番地を特定した上で、各々の領域に対する初期化处理の内容を記載する。

フ 使用部品—RWM—型式名

RWMの型式名（RWMの製造者が定めたもの）を記載する。マイクロプロセッサと同一集積回路に内蔵されているRWMについては、その旨を記載する。

ヘ 使用部品—RWM—製造者名

RWMを製造した者の氏名又は名称を記載する。

ホ 使用部品—RWM—特記事項

RWMの機能及び構造に関する特記事項があれば記載する。ない場合は、「なし」と記載する。

マ 主基板ケース—構造

主基板ケースの構造について、どのような方法で容易に開封できず、開封時にはこん跡が残るかを明確にして記載する。

ミ 主基板ケース—材質

主基板ケースの材質について、透明であることを明確にして記載する。

ム 基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号

基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号を記載する。

メ 製造者の氏名又は名称

基板を製造した者の氏名又は名称を記載する。

(27) 入力信号

入力信号欄には、遊技機外部から遊技機へ入力される信号について、記載する。

ア 信号の種類

遊技機に入力する全ての信号の名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

外部からの各入力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と入力

信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(28) 出力信号

出力信号欄には、遊技機から遊技機外部へ出力される信号について記載する。

ア 信号の種類

遊技機から出力される信号全ての名称及びその用途を記載の上、各信号の信号形式の説明書の記載箇所を特定して記載する。

イ 端子の位置

遊技機外部への各出力信号線を接続する端子が設けられた基板の名称を記載した上で、当該基板の設置位置を特定した構造図、当該基板の部品配置図（各端子の基板上の設置位置が特定されたもの）及び各端子と出力信号線の接続に使用されるコネクタ仕様説明の各々について、記載箇所を特定して記載する。

(29) 遊技機の使用に接続を必要とする装置

電源装置（トランス）あるいはプリペイドカードユニット等、提出に係る遊技機を使用する上で接続が必要な装置がある場合は、その全ての装置について、明確に記載する。該当する装置が複数ある場合は、当該記載欄に縦の区切線を入れて、装置ごとに、記載する。

ア 名称

該当する装置の名称を記載する。

イ 用途

該当する装置の用途及び機能概要を記載する。

ウ 接続条件

諸元表に記載した遊技機の構造、材質及び性能に変化を与えない条件で使用する上で当該装置に必要とされる仕様、遊技機と当該装置との接続に係る物理的、電気的条件等を全て記載する。

(30) 備考

特に別途指示のない限り、何も記載せず空欄のままとする。

構造図、回路図及び動作原理図の記載要領

第 1 総則

1 適用

本要領は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1項、第7条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定により認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書を提出する場合にこれらの申請書に添付しなければならない規則第1条第3項第3号ロ又は第7条第2項第6号ロに掲げる遊技機の構造図、回路図及び動作原理図（以下「構造図等」という。）の記載について適用する。

2 記載方法

- (1) 図の記載に使用する用紙（以下「用紙」という。）は、日本工業規格 A 4 又は A 3（原寸で記載するぱちんこ遊技機、アレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機の遊技盤面構造図にあっては A 2）とする。ただし、同規格 A 3 又は A 2 の用紙を使用した場合は、折りたたんで同規格 A 4 の状態とする。
- (2) 用紙の余白は、少なくとも用紙の上下に 20mm、左右に 20mm（とじしろとなる側にあつては 30mm）をとるものとする。
- (3) 構造図等は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明かつ容易に消すことができないように描くものとする。
- (4) 文字は、9 ポイントから 10.5 ポイントまでの大きさ（当該大きさの文字を使用した場合には、構造図等の部品等を当該図中で特定するために必要な文字を記載することができるだけの余白が当該図中にないときにあつては、8 ポイント又は 7 ポイントの大きさ）で、タイプ印書等により黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外国語は片仮名、ただし外国語の固有名詞は当該外国語表記を併記）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。
- (5) 用紙においては、抹消及び訂正を行ってはならない。
- (6) 構造図等には、各構造図等の通し番号及び当該構造図等の内容を示す図の名称を記載する。
- (7) 遊技機の部品及び装置（以下「部品等」という。）が重なり合って取り付けられている構造の構造図その他の部品等の構成が複雑な構造図等の記載に当たり、一つの図で当該構造図等に記載する部品等の構造、取付位置、

電氣的・光学的接続関係又は動作原理を明確に特定して記載することができない場合には、複数の構造図等に分けて記載してもよい。ただし、これらの図の関連を明確に記載するものとする。

- (8) 構造図及び動作原理図としての記載要件が損なわれるものでなければ、一つの装置の構造及び動作原理を一つの図に記載してもよい。
- (9) 構造図等は、遊技機に係る技術分野に関する通常の知識を有する者が遊技機及び部品等の構造、回路又は動作原理を容易に理解できるように記載し、そのために取付位置等を特定する必要がある部品等は、原則として符号とともに名称を図面の中に記入する。
- (10) 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、規則第1条第3項第3号又は第7条第2項第6号に掲げる書類全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- (11) 遊技機及び部品等の構造、回路及び動作原理に係る諸元表の記載欄に対応する構造図等の該当箇所の記載については、該当する箇所を線で囲うなどの方法により該当箇所を特定することができるように記載する。
- (12) 構造図については、諸元表に記載した遊技機及び部品等の構造を特定する上で必要な遊技機の長さ、幅及び高さ並びに部品等の形状及び取付位置を示す寸法を記載する。寸法は、mmの単位により記入するものとし、図ごとに単位を記載するものとする。

第2 遊技機の種類別記載要領

1 ぱちんこ遊技機

- (1) ぱちんこ遊技機の構造図及びその記載要領

ぱちんこ遊技機の構造図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 遊技機正面構造図

遊技機の前面から外観上識別することができる部品等（ウの遊技盤面構造図に記載するウ(ア)の部品等を除く。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の正面構造図を記載する。遊技機正面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 受け皿、表示ランプ、発射装置の発射レバー等

イ 遊技機裏面構造図

遊技機の後面から外観上識別することができる部品等（上から重ねて取り付けられた部品等を取り除くことによって外観上識別することが可能となる部品等を含む。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の裏面構造図を記載する。遊技機裏面構造図に記載することを要

する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 基板、発射装置の電動機、入賞遊技球経路、遊技盤の枠、遊技球等貸出装置接続端子板等

ウ 遊技盤面構造図

- (ア) 入賞口、遊技くぎ、風車、保留装置その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下 1 において「遊技くぎ等」という。）及びゲートの配置、形状及び構造を特定することができる遊技盤面の構造図を原寸で、遊技くぎ等及びゲートの傾きを特定することができる遊技盤面の構造図を原寸に関わりなく記載する。
- (イ) 遊技盤面構造図には、遊技球が通過できない遊技くぎ間を、当該遊技くぎ間ごとに 2 本線で結んで記載する。
- (ウ) 遊技盤面構造図には、入賞口及びゲートの入口の大きさを測定した箇所を、当該入賞口及びゲートごとに記載する。
- (エ) 遊技盤面構造図には、遊技板とガラス板との間の距離を測定した箇所を、別図に、原寸に関わりなく、当該測定箇所ごとに記載する。
- (オ) 遊技盤面構造図には、遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさをいう。）を示す領域を太線を用いて記載した上で、当該領域が一辺 500mm の正方形で囲まれ、かつ、直径が 300mm の円を含むことができるものであることを特定することができる前記寸法の正方形及び円を記載する。

なお、遊技盤の大きさの説明は、遊技盤の大きさに係る部分の実寸法が記入され、原寸との縮小比率が明記されていれば、原寸ではない別の遊技盤面構造図に記載すれば足りる。

エ 遊技くぎ等の構造図

形状及び構造を特定することができる遊技くぎ等の構造図を、当該遊技くぎ等ごとに記載する。

オ 受け皿の構造図

形状及び構造を特定することができる受け皿の構造図を、当該受け皿ごとに記載する。

カ 遊技球数表示装置の構造図

遊技球の数の記録機構及び表示機構その他の遊技球数表示装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技球数表示装置の構造図を記載する。

キ 発射装置の構造図

発射レバー、電動機その他の発射装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる発射装置の構造図を記載する。

ク 賞球払出装置の構造図

払い出す遊技球を保留しておくためのタンク、賞球払出機構その他の賞球払出装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる賞球払出装置の構造図を、当該賞球払出装置ごとに記載する。

ケ 入賞口の構造図

入賞感知機構、入賞口内部の特定の領域その他の遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域及び当該領域への通過率を調整する機構その他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する内部構造の配置及び構造を特定することができる入賞口の構造図を、当該入賞口ごとに記載する。ただし、構造については、当該入賞口のうち、他の入賞口と同一の構造を有するものがあるときは、その旨を記載して当該同一の構造となる入賞口のうちの入賞口の構造図を記載すれば足りる。

コ ゲートの構造図

通過感知機構の構造及びゲート内部での当該構造の配置を特定することができるゲートの構造図を、当該ゲートごとに記載する。

サ 役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

入賞口、ゲート、図柄表示装置（普通図柄表示装置、特別図柄表示装置及びその他の図柄表示装置をいう。以下1において同じ。）及び役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

シ 図柄表示装置の構造図

配置及び構造を特定することができる図柄表示装置の構造図を、当該図柄表示装置ごとに記載する。

ス 役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

入賞口、ゲート、大入賞口内の特定の領域及び役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物連続作動装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

セ 遊技の用に供されるその他の装置の構造図

遊技の用に供されるその他の装置の配置及び構造を特定することができる当該装置の構造図を、当該装置ごとに記載する。

ソ 基板の部品実装図及びプリントパターン図

配置を特定することができる基板上の部品の部品実装図、及び基板に

における電氣的配線を特定することができる基板のプリントパターン図を当該基板ごとに記載する。

タ 主基板ケースの構造図

構造を特定することができる主基板ケースの構造図を、当該主基板ケースごとに記載する。

チ その他の部品等の構造の説明に必要な構造図

アからタまでに掲げる構造図のほか、諸元表に記載した部品等の構造の説明に必要な構造図がある場合には、構造を特定することができる部品等の構造図を、当該説明を要する部品等ごとに記載する。

(2) ぱちんこ遊技機の回路図及びその記載要領

ぱちんこ遊技機の回路図及びその記載要領は次のとおりとする。

ア ブロックダイヤ図（配線系統図）

遊技機内部の部品等の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化したブロックダイヤ図を、配線系統を明確にして記載する。遊技機の構造図並びにイ、ウ及びエに掲げる回路図との照合を行う部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 全体回路図

遊技機全体の部品等（基板上の部品を除く。）の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 基板の回路図

基板上の部品の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該基板上の部品については、当該基板上の部品の名称その他の当該基板上の部品を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該基板上の部品ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ その他の遊技機の回路の説明に必要な回路図

アからウまでに掲げる回路図のほか、諸元表に記載した部品等の電気

的・光学的接続関係の説明に必要な回路図がある場合には、接続関係を特定することができる回路の回路図を、当該説明を必要とする回路ごとに記載する。

(3) ぱちんこ遊技機の動作原理図及びその記載要領

ぱちんこ遊技機の動作原理図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 遊技球数表示装置の動作原理図

遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的に記録し、表示する、遊技球数表示装置の動作原理を特定することができる、遊技球数表示装置の動作原理図を記載する。

イ 発射装置の動作原理図

遊技者が直接操作したとき遊技球を1個ずつ発射する、発射装置の動作原理を特定することができる、発射装置の動作原理図を記載する。

ウ 賞球払出装置の動作原理図

遊技球が入賞したとき賞球する、賞球払出装置の動作原理を特定することができる、賞球払出装置の動作原理図を記載する。

エ 役物に係る入賞口の入口の開閉機構の動作原理図

役物が作動したとき入賞口の入口を開き又は拡大する、役物に係る入賞口の入口の開閉機構の動作原理を特定することができる、役物に係る入賞口の入口の開閉機構の動作原理図を、当該入賞口の入口ごとに記載する。

オ 入賞口の内部機構の動作原理図

入賞口の内部機構に入賞口内の特定の領域の通過率の調整等を行う機能がある場合には、当該機能を実現する、入賞口の内部機構の動作原理を特定することができる、入賞口の内部機構の動作原理図を、当該入賞口ごとに記載する。

カ プログラムのモジュール構成図

プログラムのモジュールの構成を特定することができるモジュール構成図を、当該モジュールごとに記載する。

キ プログラムのフローチャート

プログラムによるマイクロプロセッサの処理の流れを特定することができるフローチャートを、カのモジュールごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ク その他の遊技機の装置の動作原理を説明するために必要な図

アからキまでに掲げる動作原理図のほか、諸元表に記載した部品等の動作原理の説明に必要な動作原理図がある場合には、動作原理を特定することができる、当該装置の動作原理図を、当該装置ごとに記載する。

2 回胴式遊技機

(1) 回胴式遊技機の構造図及びその記載要領

回胴式遊技機の構造図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 遊技機正面構造図

遊技機の前面から外観上識別することができる部品等の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の正面構造図を記載する。遊技機正面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 ガラス板、受け皿、表示ランプ、遊技メダル等投入口等

イ 遊技機背面等構造図

遊技機の背面、上面、底面及び両側面（以下「背面等」という。）から外観上識別することができる部品等（上から重ねて取り付けられた部品等を取り除くことによって外観上識別することが可能となる部品等を含む。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の背面等の構造図を記載する。

ウ 内部構造図

遊技機筐体内部に備えられた部品等（エのドア部の裏面に備えられた部品等を除く。）の配置及び構造を特定することができる遊技機筐体内部全体の構造図を記載する。

エ ドア部裏面構造図

ガラス板等が備えられた遊技機前面のドア部の裏面に備えられた部品等の配置及び構造を特定することができるドア部裏面全体の構造図を記載する。

オ 遊技メダル等投入口の構造図

形状及び構造を特定することができる遊技メダル等投入口の構造図を記載する。

カ 遊技メダル等セレクターの構造図

遊技メダル等投入口に投入された遊技メダル等が、遊技を行うことができることとなる遊技メダル等であるか否かを選別する仕組みその他の遊技メダル等セレクターを構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル等セレクターの構造図を記載する。

キ 遊技メダル等払出装置の構造図

払い出す遊技メダル等を貯留しておくためのタンク、遊技メダル等払出機構その他の遊技メダル等払出装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル等払出装置の構造図を、当該遊技メダル等払出装置ごとに記載する。

ク 回胴の回転に係る機構の構造図

回胴、回胴の回転軸その他の回胴の回転に係る部品等の配置及び構造を特定することができる回胴の回転に係る機構の構造図を記載する。

ケ 図柄の配列図

回胴上の図柄（以下「図柄」という。）の配列を特定することができる図柄の配列図を、当該回胴ごとに記載する。

コ 受け皿の構造図

形状及び構造を特定することができる受け皿の構造図を、当該受け皿ごとに記載する。

サ 貯留装置の構造図

遊技メダルの貯留機構その他の貯留装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる貯留装置の構造図を記載する。

シ 遊技メダル数表示装置の構造図

遊技メダルの数の記録機構及び表示機構その他の遊技メダル数表示装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル数表示装置の構造図を記載する。

ス 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御に欠くことができないその他の構造の構造図

クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造、遊技メダル等払出装置及び遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

セ 再遊技に係る遊技機の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び再遊技に係る遊技機の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、再遊技に係る遊技機の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

ソ 普通役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、普通役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

- タ 第一種特別役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図
クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第一種特別役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。
- チ 第二種特別役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図
クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第二種特別役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。
- ツ 第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図
クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。
- テ 第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図
クの回胴の回転に係る機構の構造図に記載した回胴の回転に係る機構の構造及び第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。
- ト 遊技の用に供されるその他の装置の構造図
遊技の用に供されるその他の装置の配置及び構造を特定することができる当該装置の構造図を、当該装置ごとに記載する。
- ナ 基板の部品実装図及びプリントパターン図
配置を特定することができる基板上の部品の部品実装図、及び基板における電氣的配線を特定することができる基板のプリントパターン図を当該基板ごとに記載する。
- ニ 主基板ケースの構造図

構造を特定することができる主基板ケースの構造図を、当該主基板ケースごとに記載する。

ヌ その他の部品等の構造の説明に必要な構造図

アからニまでに掲げる構造図のほか、諸元表に記載した部品等の構造の説明に必要な構造図がある場合には、構造を特定することができる部品等の構造図を、当該説明を要する部品等ごとに記載する。

(2) 回胴式遊技機の回路図及びその記載要領

回胴式遊技機の回路図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア ブロックダイヤ図（配線系統図）

遊技機内部の部品等の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化したブロックダイヤ図を、配線系統を明確にして記載する。遊技機の構造図並びにイ、ウ及びエに掲げる回路図との照合を行う部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 全体回路図

遊技機全体の部品等（基板上の部品を除く。）の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 基板の回路図

基板上の部品の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該基板上の部品については、当該基板上の部品の名称その他の当該基板上の部品を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該基板上の部品ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ その他の遊技機の回路の説明に必要な回路図

アからウまでに掲げる回路図のほか、諸元表に記載した部品等の電氣的・光学的接続関係の説明に必要な回路図がある場合には、接続関係を特定することができる回路の回路図を、当該説明を必要とする回路ごとに記載する。

(3) 回胴式遊技機の動作原理図及びその記載要領

回胴式遊技機の動作原理図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 回胴の回転機構の動作原理図

回胴回転装置が作動したとき回胴が回転を開始する、回転停止装置が作動したとき回胴が回転を停止する及びその他の動作をする、回胴の回転機構の動作原理を特定することができる、回胴の回転機構の動作原理図を記載する。

イ 貯留装置の動作原理図

遊技メダルが投入されたとき遊技メダルを電磁的に記録する、貯留装置の動作原理を特定することができる、貯留装置の動作原理図を記載する。

ウ 遊技メダル数表示装置の動作原理図

遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的に記録し、表示する、遊技メダル数表示装置の動作原理を特定することができる、遊技メダル数表示装置の動作原理図を記載する。

エ 遊技メダル等払出装置の動作原理図

入賞に係る図柄の組合せが表示されたとき遊技メダル等の払い出しをする、遊技メダル等払出装置の動作原理を特定することができる、遊技メダル等払出装置の動作原理図を記載する。

オ プログラムのモジュール構成図

プログラムのモジュールの構成を特定することができるモジュール構成図を、当該モジュールごとに記載する。

カ プログラムのフローチャート

プログラムによるマイクロプロセッサの処理の流れを確認することができるフローチャートを、オのモジュールごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

キ その他の遊技機の装置の動作原理を説明するために必要な動作原理図

アからカまでに掲げる動作原理図のほか、諸元表に記載した部品等の動作原理の説明に必要な動作原理図がある場合には、動作原理を特定することができる、当該装置の動作原理図を、当該装置ごとに記載する。

3 アレンジボール遊技機

(1) アレンジボール遊技機の構造図及びその記載要領

アレンジボール遊技機の構造図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 遊技機正面構造図

遊技機の前面から外観上識別することができる部品等（ウの遊技盤面構造図に記載するウ（ア）の部品等を除く。）の配置及び構造を特定す

ることができる遊技機全体の正面構造図を記載する。遊技機正面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 受け皿、表示ランプ、発射装置の発射レバー等

イ 遊技機裏面構造図

遊技機の後面から外観上識別することができる部品等（上から重ねて取り付けられた部品等を取り除くことによって外観上識別することが可能となる部品等を含む。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の裏面構造図を記載する。遊技機裏面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 基板、発射装置の電動機、入賞遊技球経路、遊技盤の枠、遊技球等貸出装置接続端子板等

ウ 遊技盤面構造図

- (ア) 入球口、遊技くぎ、風車その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下３において「遊技くぎ等」という。）及びゲートの配置、形状及び構造を特定することができる遊技盤面の構造図を原寸で、遊技くぎ等及びゲートの傾きを特定することができる遊技盤面の構造図を原寸に関わりなく記載する。
- (イ) 遊技盤面構造図には、遊技球が通過できない遊技くぎ間を、当該遊技くぎ間ごとに２本線で結んで記載する。
- (ロ) 遊技盤面構造図には、入球口及びゲートの入口の大きさを測定した箇所を、当該入球口及びゲートごとに記載する。
- (ハ) 遊技盤面構造図には、遊技板とガラス板との間の距離を測定した箇所を、別図に、原寸に関わりなく、当該測定箇所ごとに記載する。
- (ニ) 遊技盤面構造図には、遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさをいう。）を示す領域を太線を用いて記載した上で、当該領域が一辺500mmの正方形で囲まれ、かつ、直径が300mmの半円を含むことができるものであることを特定することができる前記寸法の正方形及び半円を記載する。

なお、遊技盤の大きさの説明は、遊技盤の大きさに係る部分の実寸法が記入され、原寸との縮小比率が明記されていれば、原寸ではない別の遊技盤面構造図に記載すれば足りる。

エ 遊技くぎ等の構造図

形状及び構造を特定することができる遊技くぎ等の構造図を、当該遊技くぎ等ごとに記載する。

オ 受け皿の構造図

形状及び構造を特定することができる受け皿の構造図を、当該受け皿

ごとに記載する。

カ 貯留装置の構造図

遊技メダルの貯留機構その他の貯留装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる貯留装置の構造図を記載する。

キ 遊技メダル数表示装置の構造図

遊技メダルの数の記録機構及び表示機構その他の遊技メダル数表示装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル数表示装置の構造図を記載する。

ク 発射装置の構造図

発射レバー、電動機その他の発射装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる発射装置の構造図を記載する。

ケ 遊技メダル等払出装置の構造図

払い出す遊技メダル等を貯留しておくためのタンク、遊技メダル等払出機構その他の遊技メダル等払出装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル等払出装置の構造図を、当該遊技メダル等払出装置ごとに記載する。

コ 入球口の構造図

入球感知機構、入球口内部の特定の領域その他の遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域及び当該領域への通過率を調整する機構その他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する内部構造の配置及び構造を特定することができる入球口の構造図を、当該入球口ごとに記載する。ただし、構造については、当該入球口のうち、他の入球口と同一の構造を有するものがあるときは、その旨を記載して当該同一の構造となる入球口のうちの入球口の構造図を記載すれば足りる。

サ ゲートの構造図

通過感知機構の構造及びゲート内部での当該構造の配置を特定することができるゲートの構造図を、当該ゲートごとに記載する。

シ 入賞図柄表示装置の構造図

配置及び構造を特定することができる入賞図柄表示装置の構造図を、当該入賞図柄表示装置ごとに記載する。

ス 役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

入球口、ゲート及び役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

セ 役物誘導装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

入球口、ゲート、誘導図柄表示装置及び役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物誘導装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

ソ 誘導図柄表示装置の構造図

配置及び構造を特定することができる誘導図柄表示装置の構造図を、当該誘導図柄表示装置ごとに記載する。

タ 誘導増加装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

特定入球口、誘導増加装置作動領域及び誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、誘導増加装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

チ 得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

入球口、ゲート及び得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、得点増加装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

ツ 主基板ケースの構造図

構造を特定することができる主基板ケースの構造図を、当該主基板ケースごとに記載する。

テ 基板の部品実装図及びプリントパターン図

配置を特定することができる基板上の部品の部品実装図、及び基板における電氣的配線を特定することができる基板のプリントパターン図を当該基板ごとに記載する。

ト その他の部品等の構造の説明に必要な構造図

アからテまでに掲げる構造図のほか、諸元表に記載した部品等の構造の説明に必要な構造図がある場合には、構造を特定することができる部品等の構造図を、当該説明を要する部品等ごとに記載する。

(2) アレンジボール遊技機の回路図及びその記載要領

アレンジボール遊技機の回路図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア ブロックダイヤ図（配線系統図）

遊技機内部の部品等の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化したブロックダイヤ図を、配線系統を明確にして記載する。遊技機の構造図並びにイ、ウ及びエに掲げる回路図との照合を行う部品等については、当該部品等の名称その他の当該

部品等を特定することができる事項を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 全体回路図

遊技機全体の部品等（基板上の部品を除く。）の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 基板の回路図

基板上の部品の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該基板上の部品については、当該基板上の部品の名称その他の当該基板上の部品を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該基板上の部品ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ その他の遊技機の回路の説明に必要な回路図

アからウまでに掲げる回路図のほか、諸元表に記載した部品等の電氣的・光学的接続関係の説明に必要な回路図がある場合には、接続関係を特定することができる回路の回路図を、当該説明を必要とする回路ごとに記載する。

(3) アレンジボール遊技機の動作原理図及びその記載要領

アレンジボール遊技機の動作原理図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 発射装置の動作原理図

遊技者が直接操作したとき遊技球を1個ずつ発射する、発射装置の動作原理を特定することができる、発射装置の動作原理図を記載する。

イ 貯留装置の動作原理図

遊技メダルが投入されたとき遊技メダルを電磁的に記録する、貯留装置の動作原理を特定することができる、貯留装置の動作原理図を記載する。

ウ 遊技メダル数表示装置の動作原理図

遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的に記録し、表示する、遊技メダル数表示装置の動作原理を特定することが

できる、遊技メダル数表示装置の動作原理図を記載する。

エ 遊技メダル等払出装置の動作原理図

入賞に係る図柄の組合せが表示されたとき遊技メダル等の払い出しをする、遊技メダル等払出装置の動作原理を特定することができる、遊技メダル等払出装置の動作原理図を記載する。

オ 役物作動口の入口の開閉機構の動作原理図

役物誘導装置が作動したとき役物作動口の入口を開き又は拡大する、役物作動口の入口の開閉機構の動作原理を特定することができる、役物作動口の入口の開閉機構の動作原理図を、当該役物作動口の入口ごとに記載する。

カ 入球口の内部機構の動作原理図

入球口の内部機構に入球口内の特定の領域の通過率の調整等を行う機能がある場合には、当該機能を実現する、入球口の内部機構の動作原理を特定することができる、入球口の内部機構の動作原理図を、当該入球口ごとに記載する。

キ プログラムのモジュール構成図

プログラムのモジュールの構成を特定することができるモジュール構成図を、当該モジュールごとに記載する。

ク プログラムのフローチャート

プログラムによるマイクロプロセッサの処理の流れを特定することができるフローチャートを、キのモジュールごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ その他の遊技機の装置の動作原理を説明するために必要な図

アからクまでに掲げる動作原理図のほか、諸元表に記載した部品等の動作原理の説明に必要な動作原理図がある場合には、動作原理を特定することができる装置の動作原理図を当該装置ごとに記載する。

4 じゃん球遊技機

(1) じゃん球遊技機の構造図及びその記載要領

じゃん球遊技機の構造図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 遊技機正面構造図

遊技機の前面から外観上識別することができる部品等（ウの遊技盤面構造図に記載するウ（ア）の部品等を除く。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の正面構造図を記載する。遊技機正面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 受け皿、表示ランプ、発射装置の発射レバー等

イ 遊技機裏面構造図

遊技機の後面から外観上識別することができる部品等（上から重ねて取り付けられた部品等を取り除くことによって外観上識別することができる部品等を含む。）の配置及び構造を特定することができる遊技機全体の裏面構造図を記載する。遊技機裏面構造図に記載することを要する部品等の具体例は、次のとおりである。

具体例 基板、発射装置の電動機、入賞遊技球経路、遊技盤の枠、遊技球等貸出装置接続端子板等

ウ 遊技盤面構造図

- (ア) 入球口、遊技くぎ、風車その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下4において「遊技くぎ等」という。）及びゲートの配置、形状及び構造を特定することができる遊技盤面の構造図を原寸で、遊技くぎ等及びゲートの傾きを特定することができる遊技盤面の構造図を原寸に関わりなく記載する。
- (イ) 遊技盤面構造図には、遊技球が通過できない遊技くぎ間を、当該遊技くぎ間ごとに2本線で結んで記載する。
- (ウ) 遊技盤面構造図には、入球口及びゲートの入口の大きさを測定した箇所を、当該入球口及びゲートごとに記載する。
- (エ) 遊技盤面構造図には、遊技板とガラス板との間の距離を測定した箇所を、別図に、原寸に関わりなく、当該測定箇所ごとに記載する。
- (オ) 遊技盤面構造図には、遊技盤の大きさ（遊技球が遊技盤上において落下する領域の大きさをいう。）を示す領域を太線を用いて記載した上で、当該領域が一辺500mmの正方形で囲まれ、かつ、直径が300mmの半円を含むことができるものであることを特定することができる前記寸法の正方形及び半円を記載する。

なお、遊技盤の大きさの説明は、遊技盤の大きさに係る部分の実寸法が記入され、原寸との縮小比率が明記されていれば、原寸ではない別の遊技盤面構造図に記載すれば足りる。

エ 遊技くぎ等の構造図

形状及び構造を特定することができる遊技くぎ等の構造図を、当該遊技くぎ等ごとに記載する。

オ 受け皿の構造図

形状及び構造を特定することができる受け皿の構造図を、当該受け皿ごとに記載する。

カ 貯留装置の構造図

遊技メダルの貯留機構その他の貯留装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる貯留装置の構造図を記載する。

キ 遊技メダル数表示装置の構造図

遊技メダルの数の記録機構及び表示機構その他の遊技メダル数表示装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル数表示装置の構造図を記載する。

ク 発射装置の構造図

発射レバー、電動機その他の発射装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる発射装置の構造図を記載する。

ケ 遊技メダル等払出装置の構造図

払い出す遊技メダル等を貯留しておくためのタンク、遊技メダル等払出機構その他の遊技メダル等払出装置を構成する主な部品等の配置及び構造を特定することができる遊技メダル等払出装置の構造図を、当該遊技メダル等払出装置ごとに記載する。

コ 入球口の構造図

入球感知機構、入球口内部の特定の領域その他の遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域及び当該領域への通過率を調整する機構その他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する内部構造の配置及び構造を特定することができる入球口の構造図を、当該入球口ごとに記載する。ただし、構造については、当該入球口のうち、他の入球口と同一の構造を有するものがあるときは、その旨を記載して当該同一の構造となる入球口のうちの入球口の構造図を記載すれば足りる。

サ ゲートの構造図

通過感知機構の構造及びゲート内部での当該構造の配置を特定することができるゲートの構造図を、当該ゲートごとに記載する。

シ 図柄表示装置の構造図

配置及び構造を特定することができる図柄表示装置の構造図を、当該図柄表示装置ごとに記載する。

ス 自動図柄設定装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、自動図柄設定装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

セ 役物の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

特別入球口、図柄表示装置及び役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、役物の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の

構造図を、当該構造ごとに記載する。

ソ 開放条件装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

特別入球口、図柄表示装置及び開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、開放条件装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

タ 条件連続装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

図柄表示装置、開放条件装置及び条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、条件連続装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

チ 得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造の構造図

作動の契機としてあらかじめ定められた場合のための構造及び得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路の構造以外の構造で、得点増加装置の作動に欠くことができないものがある場合には、配置及び構造を特定することができる当該構造の構造図を、当該構造ごとに記載する。

ツ 遊技の用に供されるその他の装置の構造図

遊技の用に供されるその他の装置の配置及び構造を特定することができる当該装置の構造図を、当該装置ごとに記載する。

テ 主基板ケースの構造図

構造を特定することができる主基板ケースの構造図を、当該主基板ケースごとに記載する。

ト 基板の部品実装図及びプリントパターン図

配置を特定することができる基板上の部品の部品実装図、及び基板における電氣的配線を特定することができる基板のプリントパターン図を当該基板ごとに記載する。

ナ その他の部品等の構造の説明に必要な構造図

アからトまでに掲げる構造図のほか、諸元表に記載した部品等の構造の説明に必要な構造図がある場合には、構造を特定することができる部品等の構造図を、当該説明を要する部品等ごとに記載する。

(2) じゃん球遊技機の回路図及びその記載要領

じゃん球遊技機の回路図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア ブロックダイヤ図（配線系統図）

遊技機内部の部品等の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化したブロックダイヤ図を、配線系統

を明確にして記載する。遊技機の構造図並びにイ、ウ及びエに掲げる回路図との照合を行う部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

イ 全体回路図

遊技機全体の部品等（基板上の部品を除く。）の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路ごとに配線を明確にして記載する。当該部品等については、当該部品等の名称その他の当該部品等を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該部品等ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ウ 基板の回路図

基板上の部品の電氣的・光学的接続関係を特定することができる、部品等を機能ごとにブロック化した回路図を、当該ブロック化した回路図ごとに配線を明確にして記載する。当該基板上の部品については、当該基板上の部品の名称その他の当該基板上の部品を特定することができる事項を、電氣的接続がコネクタを介して行われる箇所については、接続用端子の番号を、当該基板上の部品ごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

エ その他の遊技機の回路の説明に必要な回路図

アからウまでに掲げる回路図のほか、諸元表に記載した部品等の電氣的・光学的接続関係の説明に必要な回路図がある場合には、接続関係を特定することができる回路の回路図を、当該説明を必要とする回路ごとに記載する。

(3) じゃん球遊技機の動作原理図及びその記載要領

じゃん球遊技機の動作原理図及びその記載要領は、次のとおりとする。

ア 発射装置の動作原理図

遊技者が直接操作したとき遊技球を1個ずつ発射する、発射装置の動作原理を特定することができる、発射装置の動作原理図を記載する。

イ 貯留装置の動作原理図

遊技メダルが投入されたとき遊技メダルを電磁的に記録する、貯留装置の動作原理を特定することができる、貯留装置の動作原理図を記載する。

ウ 遊技メダル数表示装置の動作原理図

遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的に

記録し、表示する、遊技メダル数表示装置の動作原理を特定することができる、遊技メダル数表示装置の動作原理図を記載する。

エ 遊技メダル等払出装置の動作原理図

入賞に係る図柄の組合せが表示されたとき遊技メダル等の払い出しをする、遊技メダル等払出装置の動作原理を特定することができる、遊技メダル等払出装置の動作原理図を記載する。

オ 特別入球口の入口の開閉機構の動作原理図

遊技球が入球口に入球又はゲートを通過したとき特別入球口の入口を開き又は拡大する、特別入球口の入口の開閉機構の動作原理を特定することができる、特別入球口の入口の開閉機構の動作原理図を、当該特別入球口の入口ごとに記載する。

カ 入球口の内部機構の動作原理図

入球口の内部機構に入球口内の特定の領域の通過率の調整等を行う機能がある場合には、当該機能を実現する、入球口の内部機構の動作原理を特定することができる、入球口の内部機構の動作原理図を、当該入球口ごとに記載する。

キ プログラムのモジュール構成図

プログラムのモジュールの構成を特定することができるモジュール構成図を、当該モジュールごとに記載する。

ク プログラムのフローチャート

プログラムによるマイクロプロセッサの処理の流れを特定することができるフローチャートを、キのモジュールごとの記載箇所との対応関係を明確にして記載する。

ケ その他の遊技機の装置の動作原理を説明するために必要な図

アからクまでに掲げる動作原理図のほか、諸元表に記載した部品等の動作原理の説明に必要な動作原理図がある場合には、動作原理を特定することができる装置の動作原理図を、当該装置ごとに記載する。

遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類の記載要領

第 1 総則

1 適用

本要領は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1項、第7条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定により認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書を提出する場合にこれらの申請書に添付しなければならない規則第1条第3項第3号ハ又は第7条第2項第6号ハに掲げる遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類（以下「説明書」という。）の記載について適用する。

2 記載方法

- (1) 説明の記載に使用する用紙（以下「用紙」という。）は、日本工業規格 A 4 とする。
- (2) 用紙の余白は、少なくとも用紙の上下に20mm、左右に20mm（とじしろとなる側にあっては30mm）をとるものとする。
- (3) 文章の書き方は、左横書きとする。
- (4) 文字は、9ポイントから10.5ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外国語は片仮名、ただし外国語の固有名詞は当該外国語表記を併記）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。
- (5) 用紙においては、抹消及び訂正を行ってはならない。
- (6) 文章は、口語体とし、遊技機に係る技術分野に関する通常の知識を有する者が容易に理解できるように正確に記載する。
- (7) 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、規則第1条第3項第3号又は第7条第2項第6号に掲げる書類全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- (8) 説明書の説明に必要な遊技機の構造図、回路図及び動作原理図（以下「構造図等」という。）及び当該構造図等に描かれた遊技機の部品及び装置（以下「部品等」という。）は、当該構造図等に付された図の番号又は部品等に付された符号を用いて特定する。

第2 遊技機の種類別記載要領

1 ぱちんこ遊技機

ぱちんこ遊技機の説明書及びその記載要領は、次のとおりとする。

(1) 遊技機全体の説明書

発射装置、入賞口、賞球払出装置、役物、図柄表示装置（普通図柄表示装置、特別図柄表示装置及びその他の図柄表示装置をいう。以下1において同じ。）その他の遊技機の諸元表（規則別記様式第2号の諸元表をいう。以下1において同じ。）に記載した装置が、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技を実現させるのかについて、説明（(2)の遊技盤の説明書に記載する説明を除く。）する。

また、どのような方法によって遊技を行うのかについて、遊技の状態（普通電動役物作動時、役物連続作動装置作動時等）ごとに、遊技球を発射させる位置を明確にしつつ、説明する。

(2) 遊技盤の説明書

遊技盤に備えられている遊技くぎ、風車、保留装置その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下1において「遊技くぎ等」という。）及びゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技球の落下の方向に変化を与えるのかについて、当該遊技くぎ等及びゲートごとに、説明する。

(3) 遊技球数表示装置の説明書

遊技球数表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技球数表示装置を構成する部品が、どのように連携することによって遊技球の数を記録し、表示するのかについて、説明する。

(4) 発射装置の説明書

発射装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該発射装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を発射するのかについて、説明する。

(5) 賞球払出装置の説明書

賞球払出装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該賞球払出装置を構成する部品等が、どのように連携することによって賞球を払い出すのかについて、説明する。

(6) 入賞口の説明書

入賞口が、どのような構造、材質及び性能であり、当該入賞口を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を入賞させるのかについて、当該入賞口ごとに、説明する。

また、入賞口が、どのような方法によって遊技球の入賞を感知するのか

について、当該入賞口ごとに、説明する。

また、入賞口の内部構造が、特定の領域その他の遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域への通過率を調整する機能及びその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を持つ場合には、どのような方法によって当該機能を実現させるのかについて、当該内部構造ごとに、説明する。

(7) ゲートの説明書

ゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、当該ゲートを構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を通過させるのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

また、ゲートが、どのような方法によって遊技球の通過を感知するのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

(8) 役物の説明書

役物が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該役物ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(9) 図柄表示装置の説明書

図柄表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該図柄表示装置を構成する部品等がどのように連携することによって図柄の組合せを表示するのかについて、当該図柄表示装置ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、記載する。

また、図柄表示装置が役物等を作動させるための図柄の組合せを表示する場合には、どのような方法によって諸元表に記載した確率どおりに図柄の組合せを表示するのかについて、当該普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せ、当該特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せごとに、説明する。

(10) 役物連続作動装置及び条件装置の説明書

役物連続作動装置及び条件装置（以下(10)において「装置」という。）が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物連続作動装置及び当該条件装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該装置ごとに、当該装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(11) 遊技の用に供されるその他の装置の説明書

遊技の用に供されるその他の装置が、どのような構造、材質及び性能で

あり、当該装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該遊技の用に供されるその他の装置ごとに、当該遊技の用に供されるその他の装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(12) 入出力信号に係る機能等の説明書

ア 遊技機に対して入力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、入力方法、入力条件、当該信号の入力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

イ 遊技機から出力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、出力方法、出力条件、当該信号の出力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

(13) 部品の説明書

遊技機に対してどのような部品を使用しているのかについて、部品表（遊技機に使用される部品の部品番号、部品名、型式名、製造者名、形状、構造、材質、電氣的特性その他の当該部品を特定することができる当該部品に係る諸元を表形式で記載したものをいう。以下同じ。）を作成しつつ、説明する。

このとき、基板に使用する部品について、基板上の部品配置図との対応関係を明確にしつつ、説明する。

また、遊技機に使用するトランジスタの増幅率その他の遊技機の性能に影響を及ぼす諸元を有する部品について、当該部品の仕様及び遊技機に及ぼす影響を明確にしつつ、説明する。

(14) プログラム説明書

遊技機に使用するマイクロプロセッサに、どのようなプログラムを実装しているのかについて、次の要領で説明する。

ア プログラムの作成年月日、作成者名、検査責任者名、プログラムのソースリスト及びプログラムのダンプリストを記載する。

イ プログラムで使用する定数データの記憶番地及び用途を、表形式で記載する。このとき、定数データがテーブル形式である場合には、当該データの構成を説明する。

ウ プログラムで使用する作業領域の割当番地及び用途を、表形式で記載する。

エ プログラムの処理を、プログラムのモジュールごとに説明する。

オ プログラムの処理を、電動役物の作動に係る制御又はデータ処理、図

柄の組合せの表示の抽せんに係る処理、エラー処理その他の遊技機の性能を実現するための遊技機の部品等の電氣的制御又はデータ処理ごとに説明する。

また、どのような方法によって正確に処理するのかについて、実際に遊技を行った場合に生じうる全ての電氣的制御又は処理を明確にして、イ及びウの表ごと及び当該モジュールごとの対応関係を明確にして説明する。

カ メモリマップ、クロスレファレンスリストその他のオの説明に必要な事項を表形式で記載する。

(15) 遊技機設計値算定書

ア 10時間、4時間及び1時間の遊技球の連続発射を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の出玉率（別記様式第2号（その2）（注2）（注3）（注4）の出玉率をいう。以下1において同じ。）、役物比率（別記様式第2号（その2）（注5）の役物比率をいう。以下1において同じ。）及び連続役物比率（別記様式第2号（その2）（注6）の連続役物比率をいう。以下1において同じ。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明（算定的前提条件の説明を含む。以下同じ。）する。

イ 10時間の遊技球の連続発射を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の役物、図柄表示装置、条件装置その他の遊技の用に供される装置の作動率（出玉率、役物比率及び連続役物比率の算定に必要なものに限る。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

ウ 図柄表示装置において遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せが表示される確率の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

また、遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せが表示される確率の設計値が変動する場合には、当該設計値がどのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、確率変動に係る全ての条件を明確にしつつ、説明する。

エ 役物に係る入賞口の入口の開放等の時間の設計値が変動する場合は、当該設計値がどのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、時間

変動に係る全ての条件を明確にしつつ、説明する。

オ 図柄表示装置において図柄が作動する契機を得た時又は図柄が変動を開始した時から当該図柄が確定するまでに要する時間の設計値が変動する場合には、当該設計値がどのように計算することによって算出されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、時間変動に係る全ての時間を明確にしつつ、説明する。

カ その他遊技機を設計する上で必要な遊技機の部品等の設計値がある場合には、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

(16) その他の説明書

(1)から(15)までに掲げるもののほか、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって使用されるのかについて説明の必要がある遊技機の部品等及び装置がある場合には、当該部品等及び装置ごとに説明する。

2 回胴式遊技機

回胴式遊技機の説明書及びその記載要領は、次のとおりとする。

(1) 遊技機全体の説明書

遊技メダル等払出装置、回胴回転装置、回転停止装置、普通役物、特別役物、役物連続作動装置その他の遊技機の諸元表（規則別記様式第3号の諸元表をいう。以下2において同じ。）に記載した装置が、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技を実現させるのかについて、次の要領で説明する。

ア 遊技を行う手順を説明する。

イ 規定数ごとの入賞に係る図柄の組合せ（役物の作動により増加することとなる入賞に係る図柄の組合せを含む。）及び当該図柄の組合せが表示された場合に獲得することができる遊技メダル等の数（ただし、入賞等に係る図柄の組合せについては、規定数ごとの入賞に係る図柄の組合せが全て同一であるときは、その旨が明記されていれば一つの規定数のみの記載で足りる。）を記載する。

ウ 再遊技が作動することとなる図柄の組合せを記載する。また当該再遊技の図柄の組合せが表示された場合には遊技機に対してどのような効果があるのかについて、遊技の状態及び遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能を明確にしつつ、説明する。

エ 普通役物が作動することとなる図柄の組合せを記載する。また当該普通役物の図柄の組合せが表示された場合には遊技機に対してどのような効果があるのかについて、遊技の状態及び遊技メダル等の獲得に係る遊

技機の性能を明確にしつつ、説明する。

オ 第一種特別役物、第二種特別役物及び役物連続作動装置（以下２において「役物に係る装置」という。）が作動することとなる図柄の組合せを記載する。また当該役物に係る装置の図柄の組合せが表示された場合には遊技機に対してどのような効果があるのかについて、遊技の状態及び遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能を明確にしつつ、説明する。

(2) 遊技メダル等投入時の処理の説明書

規定数以内の遊技メダル等が投入された時から当該遊技メダル等に係る遊技が可能な状態になる時までの間の遊技機における全ての処理（規定数を超える数の遊技メダル等が投入されたときに行われる処理を含む。）を、遊技の状態ごとに説明する。

(3) 遊技メダル等セクターの説明書

遊技メダル等セクターが、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル等セクターを構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダル等を感知等するのかについて、どのような方法によって遊技メダル等投入口に投入された遊技メダル等その他の物が当該遊技機での遊技を行うことができることとなる遊技メダル等であるか否かを選別するのかを明確にしつつ、説明する。

(4) 遊技メダル数表示装置の説明書

遊技メダル数表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル数表示装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダルの数を記録し、表示するのかについて、説明する。

(5) 遊技メダル等払出装置の説明書

遊技メダル等払出装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル等払出装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダル等を払い出すのかについて、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞に係る遊技メダル等の払い出しが終了する時までの間の遊技機における全ての処理を明確にしつつ、説明する。

(6) 回胴の回転に係る機構の説明書

回胴の回転に係る機構（ボタン、レバーその他の装置の操作による回胴の回転の開始及び停止並びに図柄の組合せの表示）が、どのような構造、材質及び性能であり、当該回胴の回転に係る機構を構成する部品等が、どのように連携することによって回胴が回転するのかについて、説明する。

このとき、回胴の回転に係る機構の制御がマイクロプロセッサによって行われるものであって、当該マイクロプロセッサによる図柄の組合せの表示に係る処理が当該マイクロプロセッサによって行われる内部抽せ

んの結果の影響を受ける場合には、入賞、再遊技、普通役物及び役物に係る装置に係る図柄の組合せが、どのような方法によって諸元表に記載した確率と同一の確率で表示するのかについて、当該入賞、再遊技、普通役物及び役物に係る装置ごとに、当該内部抽せんに係る乱数の発生方法、内部抽せんの契機、内部抽せん方法及び内部抽せんの確率（当該内部抽せんの確率の複数段階の設定が可能なものにあつては、設定別の全ての内部抽せん確率及び設定方法を含む。）を明確にしつつ、説明する。

また、どのような方法によって1回の遊技に要する時間を決定するのかについて、1回の遊技に要する時間の最小値を明確にしつつ、説明する。

(7) 再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理の説明書

再遊技が、どのように作動するのかについて、当該再遊技に係る図柄の組合せが表示された時から当該再遊技が可能な状態となる時までの間の遊技機における全ての処理を明確にしつつ、説明する。

(8) 役物の説明書

役物が、どのように作動するのかについて、当該役物の作動に欠くことができない構造との対応関係を明確にしつつ、記載する。

(9) 役物に係る装置の説明書

役物に係る装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該役物に係る装置ごとに、当該役物に係る装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(10) 遊技の用に供されるその他の装置の説明書

遊技の用に供されるその他の装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該遊技の用に供されるその他の装置ごとに、当該遊技の用に供されるその他の装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(11) 入出力信号に係る機能等の説明書

ア 遊技機に対して入力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、入力方法、入力条件、当該信号の入力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

イ 遊技機から出力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、出力方法及び出力条件、当該信号の出力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にして、説明する。

(12) 部品の説明書

遊技機に対してどのような部品を使用しているのかについて、部品表（遊技機に使用される部品の部品番号、部品名、型式名、製造者名、形状、構造、材質、電気的特性その他の当該部品を特定することができる当該部品に係る諸元を表形式で記載したものをいう。以下同じ。）を作成して、説明する。

このとき、基板に使用する部品について、基板上の部品配置図との対応関係を明確にしつつ、説明する。

また、遊技機に使用するトランジスタの増幅率その他の遊技機の性能に影響を及ぼす諸元を有する部品について、当該部品の仕様及び遊技機に及ぼす影響を明確にしつつ、説明する。

(13) プログラム説明書

遊技機に使用するマイクロプロセッサに、どのようなプログラムを実装しているのかについて、次の要領で説明する。

ア プログラムの作成年月日、作成者名、検査責任者名、プログラムのソースリスト及びプログラムのダンプリストを記載する。

イ プログラムで使用する定数データの記憶番地及び用途を、表形式で記載する。このとき、定数データがテーブル形式である場合には、当該データの構成を説明する。

ウ プログラムで使用する作業領域の割当番地及び用途を、表形式で記載する。

エ プログラムの処理を、プログラムのモジュールごとに説明する。

オ プログラムの処理を、再遊技若しくは役物及び役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理、回胴の回転に係る制御又はデータ処理、図柄の組合せの表示の抽せんに係る処理、エラー処理その他の遊技機の性能を実現するための遊技機の部品等の電気的制御又はデータ処理ごとに説明する。

また、どのような方法によって正確に処理するのかについて、実際に遊技を行った場合に生じうる全ての電気的制御又は処理を明確にして、イ及びウの表ごと及び当該モジュールごとの対応関係を明確にして説明する。

カ メモリマップ、クロスレファレンスリストその他のオの説明に必要な事項を表形式で記載する。

(14) 遊技機設計値算定書

ア 17,500回、6,000回、1,600回及び400回の遊技メダル等の投入による試験を仮定した場合における申請に係る遊技機的设计上の出玉率（別記

様式第3号（その3）（注5）（注6）（注7）（注8）のシミュレーション試験における出玉率をいう。以下2において同じ。）、役物比率（別記様式第3号（その3）（注9）の役物比率をいう。以下2において同じ。）及び連続役物比率（別記様式第3号（その3）（注10）の連続役物比率をいう。以下2において同じ。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

イ 6,000回の遊技メダル等の投入による試験を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の普通役物及び役物に係る装置その他の遊技の用に供される装置の作動率（出玉率、役物比率及び連続役物比率の算定に必要なものに限る。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

ウ 申請に係る遊技機の設計上の入賞及び再遊技に係る装置その他の遊技の用に供される装置の作動率の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

エ その他遊技機を設計する上で必要な遊技機の部品等の設計値がある場合には、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

(15) その他の説明書

(1)から(14)までに掲げるもののほか、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって使用されるのかについて説明の必要がある遊技機の部品等及び装置がある場合には、当該部品等及び装置ごとに説明する。

3 アレンジボール遊技機

アレンジボール遊技機の説明書及びその記載要領は、次のとおりとする。

(1) 遊技機全体の説明書

発射装置、入球口、遊技メダル等払出装置、図柄表示装置（入賞図柄表示装置及び誘導図柄表示装置をいう。以下3において同じ。）その他の遊技機の諸元表（規則別記様式第4号の諸元表をいう。以下3において同じ。）に記載した装置が、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技を実現させるのかについて、説明（(2)の遊技盤の説明書に記載する説明を除く。）する。

また、どのような方法によって遊技を行うのかについて、遊技の状態（役物誘導装置作動時、誘導増加装置作動時等）ごとに、遊技球を発射させる

位置を明確にしつつ、説明する。

(2) 遊技盤の説明書

遊技盤に備えられている遊技くぎ、風車その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下3において「遊技くぎ等」という。）及びゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技球の落下の方向に変化を与えるのかについて、当該遊技くぎ等及びゲートごとに、説明する。

(3) 遊技メダル数表示装置の説明書

遊技メダル数表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル数表示装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダルの数を記録し、表示するのかについて、説明する。

(4) 発射装置の説明書

発射装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該発射装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を発射するのかについて、説明する。

(5) 遊技メダル等払出装置の説明書

遊技メダル等払出装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル等払出装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダル等を払い出すのかについて、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞に係る遊技メダル等の払い出しが終了する時までの間の遊技機における全ての処理を明確にしつつ、説明する。

(6) 入球口の説明書

入球口が、どのような構造、材質及び性能であり、当該入球口を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を入球させるのかについて、当該入球口ごとに、説明する。

また、入球口が、どのような方法によって遊技球の入球を感知するのかについて、当該入球口ごとに、説明する。

また、入球口の内部構造が、誘導増加装置作動領域その他の遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域への通過率を調整する機能及びその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を持つ場合には、どのような方法によって当該機能を実現させるのかについて、当該内部構造ごとに、説明する。

(7) ゲートの説明書

ゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、当該ゲートを構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を通過させるのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

また、ゲートが、どのような方法によって遊技球の通過を感知するのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

(8) 役物の説明書

役物が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該役物ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(9) 図柄表示装置の説明書

図柄表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該図柄表示装置を構成する部品等がどのように連携することによって図柄の組合せを表示するのかについて、当該図柄表示装置ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、記載する。

また、誘導図柄表示装置が役物等を作動させるための図柄の組合せを表示する場合には、どのような方法によって諸元表に記載した確率どおりに図柄の組合せを表示するのかについて、当該誘導増加装置が作動することとなる図柄の組合せその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せごとに、説明する。

(10) 役物誘導装置、誘導増加装置及び得点増加装置の説明書

役物誘導装置、誘導増加装置及び得点増加装置（以下(10)において「装置」という。）が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物誘導装置、誘導増加装置及び得点増加装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該装置ごとに、当該装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(11) 遊技の用に供されるその他の装置の説明書

遊技の用に供されるその他の装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該遊技の用に供されるその他の装置ごとに、当該遊技の用に供されるその他の装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(12) 入出力信号に係る機能等の説明書

ア 遊技機に対して入力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、入力方法、入力条件、当該信号の入力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

イ 遊技機から出力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果

があるのかについて、信号名、出力方法、出力条件、当該信号の出力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

(13) 部品の説明書

遊技機に対してどのような部品を使用しているのかについて、部品表(遊技機に使用される部品の部品番号、部品名、型式名、製造者名、形状、構造、材質、電気的特性その他の当該部品を特定することができる当該部品に係る諸元を表形式で記載したものをいう。以下同じ。)を作成しつつ、説明する。

このとき、基板に使用する部品について、基板上の部品配置図との対応関係を明確にしつつ、説明する。

また、遊技機に使用するトランジスタの増幅率その他の遊技機の性能に影響を及ぼす諸元を有する部品について、当該部品の仕様及び遊技機に及ぼす影響を明確にしつつ、説明する。

(14) プログラム説明書

遊技機に使用するマイクロプロセッサに、どのようなプログラムを実装しているのかについて、次の要領で説明する。

ア プログラムの作成年月日、作成者名、検査責任者名、プログラムのソースリスト及びプログラムのダンプリストを記載する。

イ プログラムで使用する定数データの記憶番地及び用途を、表形式で記載する。このとき、定数データがテーブル形式である場合には、当該データの構成を説明する。

ウ プログラムで使用する作業領域の割当番地及び用途を、表形式で記載する。

エ プログラムの処理を、プログラムのモジュールごとに説明する。

オ プログラムの処理を、役物の作動に係る制御又はデータ処理、図柄の組合せの表示の抽せんに係る処理、エラー処理その他の遊技機の性能を実現するための遊技機の部品等の電氣的制御又はデータ処理ごとに説明する。

また、どのような方法によって正確に処理するのかについて、実際に遊技を行った場合に生じうる全ての電氣的制御又は処理を明確にして、イ及びウの表ごと及び当該モジュールごとの対応関係を明確にして説明する。

カ メモリマップ、クロスレファレンスリストその他のオの説明に必要な事項を表形式で記載する。

(15) 遊技機設計値算定書

ア 10時間、4時間及び1時間の遊技球の連続発射を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の出玉率（別記様式第4号（その3）（注2）（注3）（注4）の出玉率をいう。以下3において同じ。）及び役物比率（別記様式第4号（その3）（注5）の役物比率をいう。以下3において同じ。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

イ 10時間の遊技球の連続発射を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の役物誘導装置、誘導図柄表示装置その他の遊技の用に供される装置の作動率（出玉率及び役物比率の算定に必要なものに限る。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

ウ 誘導図柄表示装置において役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

また、当該図柄の組合せが表示される確率の設計値が変動する場合には、当該設計値がどのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、確率変動に係る全ての条件を明確にしつつ、説明する。

エ 役物作動口の入口の開放等の時間の設計値が変動する場合には、当該設計値がどのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、時間変動に係る全ての条件を明確にしつつ説明する。

オ 誘導図柄表示装置において図柄が作動する契機を得た時又は図柄が変動を開始した時から当該図柄が確定するまでに要する時間の設計値が変動する場合には、当該設計値がどのように計算することによって算出されたのかについて、当該設計値ごとに、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を、時間変動に係る全ての時間を明確にしつつ、説明する。

カ その他遊技機を設計する上で必要な遊技機の部品等の設計値がある場合には、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

(16) その他の説明書

(1)から(15)までに掲げるもののほか、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって使用されるのかについて説明の必要がある遊技機の部品等及び装置がある場合には、当該部品等及び装置ごとに説明する。

4 じゃん球遊技機

じゃん球遊技機の説明書及びその記載要領は、次のとおりとする。

(1) 遊技機全体の説明書

部品等がどのように組み合わされて遊技機が構成されているかを明確にした上で、発射装置、入球口、遊技メダル等払出装置、図柄表示装置その他の遊技機の諸元表（規則別記様式第5号の諸元表をいう。以下4において同じ。）に記載した装置が、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技を実現させるのかについて、説明（(2)の遊技盤の説明書に記載する説明を除く。）する。

また、どのような方法によって遊技を行うのかについて、遊技の状態（開放条件装置作動時、条件連続装置作動時等）ごとに、遊技球を発射させる位置を明確にしつつ、説明する。

(2) 遊技盤の説明書

遊技盤に備えられている遊技くぎ、風車その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下4において「遊技くぎ等」という。）及びゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって遊技球の落下の方向に変化を与えるのかについて、当該遊技くぎ等及びゲートごとに、説明する。

(3) 遊技メダル数表示装置の説明書

遊技メダル数表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル数表示装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダルの数を記録し、表示するのかについて、説明する。

(4) 発射装置の説明書

発射装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該発射装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を発射するのかについて、説明する。

(5) 遊技メダル等払出装置の説明書

遊技メダル等払出装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該遊技メダル等払出装置を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技メダル等を払い出すのかについて、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞に係る遊技メダル等の払い出しが終了する時までの間の遊技機における全ての処理を明確にしつつ、説明する。

(6) 入球口の説明書

入球口が、どのような構造、材質及び性能であり、当該入球口を構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を入球させるのかについて、当該入球口ごとに、説明する。

また、入球口が、どのような方法によって遊技球の入球を感知するのかについて、当該入球口ごとに、説明する。

また、入球口の内部構造が、遊技球の通過が遊技の結果に影響を及ぼすこととなる領域への通過率を調整する機能及びその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を持つ場合には、どのような方法によって当該機能を実現させるのかについて、当該内部構造ごとに、説明する。

(7) ゲートの説明書

ゲートが、どのような構造、材質及び性能であり、当該ゲートを構成する部品等が、どのように連携することによって遊技球を通過させるのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

また、ゲートが、どのような方法によって遊技球の通過を感知するのかについて、当該ゲートごとに、説明する。

(8) 役物の説明書

役物が、どのような構造、材質及び性能であり、当該役物を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該役物ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(9) 図柄表示装置の説明書

図柄表示装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該図柄表示装置を構成する部品等がどのように連携することによって図柄の組合せを表示するのかについて、当該図柄表示装置ごとに、当該役物の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、記載する。

また、図柄表示装置が役物等を作動させるための図柄の組合せを表示する場合には、どのような方法によって諸元表に記載した確率どおりに図柄の組合せを表示するのかについて、当該誘導増加装置が作動することとなる図柄の組合せその他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せごとに、説明する。

(10) 自動図柄設定装置、開放条件装置、条件連続装置及び得点増加装置の説明書

自動図柄設定装置、開放条件装置、条件連続装置及び得点増加装置（以下(10)において「装置」という。）が、どのような構造、材質及び性能であり、当該自動図柄設定装置、開放条件装置、条件連続装置及び得点増加装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該装置ごとに、当該装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(11) 遊技の用に供されるその他の装置の説明書

遊技の用に供されるその他の装置が、どのような構造、材質及び性能であり、当該装置を構成する部品等が、どのように連携することによって作動するのかについて、当該遊技の用に供されるその他の装置ごとに、当該遊技の用に供されるその他の装置の作動に欠くことができないその他の構造との対応関係を明確にしつつ、説明する。

(12) 入出力信号に係る機能等の説明書

ア 遊技機に対して入力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、入力方法、入力条件、当該信号の入力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

イ 遊技機から出力される電氣的信号が、遊技機に対してどのような効果があるのかについて、信号名、出力方法、出力条件、当該信号の出力に係る接続用端子の取付位置及び当該端子への接続方法を明確にしつつ、説明する。

(13) 部品の説明書

部品表を記載する。基板に使用される部品については、基板上の部品配置図との対応が明確になるようにする。また、トランジスタの増幅率その他の遊技機の性能に影響を及ぼす諸元を有する部品については、当該部品の仕様についての説明を遊技機の性能に及ぼす影響が明確となるように記載する。

(14) プログラム説明書

遊技機に使用するマイクロプロセッサに、どのようなプログラムを実装しているのかについて、次の要領で説明する。

ア プログラムの作成年月日、作成者名、検査責任者名、プログラムのソースリスト及びプログラムのダンプリストを記載する。

イ プログラムで使用する定数データの記憶番地及び用途を、表形式で記載する。このとき、定数データがテーブル形式である場合には、当該データの構成を説明する。

ウ プログラムで使用する作業領域の割当番地及び用途を、表形式で記載する。

エ プログラムの処理を、プログラムのモジュールごとに説明する。

オ プログラムの処理を、役物の作動に係る制御又はデータ処理、図柄の組合せの表示の抽せんに係る処理、エラー処理その他の遊技機の性能を実現するための遊技機の部品等の電氣的制御又はデータ処理ごとに説明する。

また、どのような方法によって正確に処理するのかについて、実際に

遊技を行った場合に生じうる全ての電氣的制御又は処理を明確にして、イ及びウの表ごと及び当該モジュールごとの対応関係を明確にして説明する。

カ メモリマップ、クロスレファレンスリストその他のオの説明に必要な事項を表形式で記載する。

(15) 遊技機設計値算定書

ア 10時間以上の連続遊技を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の出玉率（別記様式第5号（その3）（注2）の出玉率をいう。以下4において同じ。）及び役物比率（別記様式第5号（その3）（注3）の役物比率をいう。以下4において同じ。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

イ 10時間以上の連続遊技を仮定した場合における申請に係る遊技機の設計上の開放条件装置、条件連続装置その他の遊技の用に供される装置の作動率（出玉率及び役物比率の算定に必要なものに限る。）の設計値が、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

ウ その他遊技機を設計する上で必要な遊技機の部品等の設計値がある場合には、どのように計算することによって算定されたのかについて、当該設計値を算定した計算式及び算定方法を説明する。

(16) その他の説明書

(1)から(15)までに掲げるもののほか、どのような構造、材質及び性能であり、どのように連携することによって使用されるのかについて説明の必要がある遊技機の部品等及び装置がある場合には、当該部品等及び装置ごとに説明する。

取扱説明書の記載要領

第 1 総則

- 1 本要領は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第7条第1項又は第15条第1項の規定による検定申請書又は型式試験申請書を提出する場合にこれらの申請書に添付しなければならない規則第7条第2項第6号ホの取扱説明書（以下「取扱説明書」という。）の同条第5項の規定による記載について適用する。
- 2 取扱説明書は、日本工業規格 A 4 を縦長で作成する。
- 3 取扱説明書に記載する遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能は、規則第7条第2項第6号イの諸元表の記載内容と同一の内容を記載する。取扱説明書に記載する数値等の単位についても、同様とする。

第 2 各項目別記載要領

取扱説明書に記載しなければならない規則第7条第5項各号の各記載事項の記載要領は、次のとおりとする。

- 1 遊技機の種類及び型式名並びにその製造業者名（規則第7条第5項第1号）
申請に係る遊技機の種類、検定又は型式試験の型式名及び遊技機の製造業者の氏名又は名称を記載する。
- 2 遊技機の定格電圧、定格周波数その他の使用条件（規則第7条第5項第2号）
申請に係る遊技機の定格電圧、定格周波数その他の使用条件については、次により記載する。
 - (1) 温度
諸元表に記載した遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない温度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。
 - (2) 湿度
諸元表に記載した遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない湿度の範囲を記載する（小数点以下の記載は、不要とする。）。
 - (3) 電源
諸元表に記載した遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない範囲の次の項目について記載する。
 - ア 電源種別
 - イ 定格電圧

ウ 定格周波数

(4) 遊技機の設置条件

諸元表に記載した遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない範囲の遊技機の傾き等の全ての設置条件について記載する。

(5) その他の使用条件

諸元表に記載した遊技機を使用する上で接続を必要とする全ての装置について名称、用途及び接続条件を記載する。

また、遊技機の性能、構造及び材質に変化を与えない範囲で遊技機を使用する上で必要なその他の全ての使用条件を記載する。

3 遊技機の遊技の方法（規則第7条第5項第3号）

(1) 規則第7条第2項第6号ハの遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類に記載した遊技機の遊技の方法と同一内容の遊技機の遊技の方法を記載する。

(2) 遊技機が正常に動作するかどうかを確認することができる基本的な遊技の方法を記載する。

4 遊技機の点検の方法（規則第7条第5項第4号）

(1) 基本的点検の方法

遊技機の点検は、遊技機の設置時及び営業所での使用に当たっては、当該遊技機及びその使用条件が1、2、3(2)、5及び6の記載内容と同一であることを確認することにより行うものであることを記載する。

(2) 故障不良時の措置

遊技機の故障不良時の措置を次の記載例により記載する。

記載例：次の場合には遊技機製造業者に連絡し、遊技機製造業者の点検修理を受けること。

ア 遊技機の設置又は使用に当たっての遊技機の点検時に確認項目に合致しない遊技機を発見した場合

イ 遊技機の使用中に確認項目に合致しない遊技機となった場合

ウ 遊技機が故障した場合

(3) その他

遊技機の製造業者への連絡方法、保守体制その他点検上必要な全ての事項を記載する。

5 遊技機の部品の配置を示す図又は写真（規則第7条第5項第5号）

遊技機の部品の配置を示す図又は写真は、ぱちんこ遊技機、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機にあつては、遊技機の正面（遊技盤面を除く。以下同じ。）、遊技盤面及び遊技機の筐体内部の部品の配置を示す図又は写真とし、回胴式遊技機にあつては、遊技機の筐体内部の部品の配置を示す図

又は写真とする。写真の大きさは、キャビネ判とする。

(1) 遊技機の正面の部品の配置を示す図又は写真

遊技機の正面の部品の配置を示す図又は写真は、遊技機の正面から外観上識別することができる部品(部品の組合せにより構成される装置を含む。以下同じ。)の名称及び配置、部品ごとの接続関係及び部品ごとの遊技盤の枠の外との接続関係を明確にして記載する。

(2) 遊技盤面の部品の配置を示す図又は写真

遊技盤面の部品の配置を示す図又は写真は、遊技盤の正面及び裏面に設けられている遊技機の部品の名称、配置、各部品の接続関係及び遊技盤外への接続関係が明確に示されており、寸法記入部位が明確に読み取れるものであることを要する。

特に、遊技くぎ、風車、保留装置その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置、入賞口その他の遊技盤上の各装置の傾き、配置その他の設置状態に係る寸法が詳しく示されたものであることを要する。

(3) 遊技機筐体の内部の部品の配置を示す図又は写真

遊技機筐体の内部の部品の配置を示す図又は写真は、遊技機筐体内の基板上の部品その他の部品の名称及び配置並びに部品の接続関係が明瞭に示されており、かつ、寸法記入部位が明確に読み取れるものであることを要する。

6 遊技機の外観を示す図又は写真(規則第7条第5項第6号)

遊技機の外観を示す図又は写真は、当該遊技機の正面、背面、側面、上面その他の遊技機の外観をもれなく確認できる図又は写真とする。図の大きさは、日本工業規格A4又はA3とし、写真の大きさは、キャビネ判とする。

また、遊技機の外観を示す図又は写真は、その外観及び各部の名称が明瞭に記載されており、かつ、寸法記入部位が明確に読み取れるものであることを要する。